

衆議院 法務委員會議 第四百十二回国会 議 録 第十 二 号

平成十年五月六日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 笹川 堯君
理事 鴨下 一郎君
理事 与謝野 馨君
理事 熊谷 弘君
理事 達増 拓也君
太田 誠一君
木村 義雄君
下村 博文君
谷川 和穂君
中川 秀直君
枝野 幸男君
福岡 宗也君
西川 知雄君
木島日出夫君
園田 博之君
笹山 登生君

補欠選任
西川 知雄君
補欠選任
西川 知雄君
漆原 良夫君
西川 知雄君
同日
西川 知雄君
補欠選任
漆原 良夫君

五月六日
保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)
四月三十日
婚姻制度等に関する民法改正に関する請願(鹿野道彦君紹介)(第一九九〇号)
同(桑原豊君紹介)(第一九九二号)
同(中川正春君紹介)(第一九九二号)
同(秋葉忠利君紹介)(第二〇〇八号)
同(遠藤和良君紹介)(第二〇〇九号)
同(桑原豊君紹介)(第二〇一〇号)
同(濱田健一君紹介)(第二〇一一号)
同(秋葉忠利君紹介)(第二〇九二号)
同(桑原豊君紹介)(第二〇九三号)
同(高野君紹介)(第二〇九四号)
同(濱田健一君紹介)(第二〇九五号)
同(松本惟子君紹介)(第二〇九六号)
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(坂上富男君紹介)(第二〇〇三号)

出席政府委員

法務 大臣 下福葉耕吉君
法務大臣官房長 但木 敬一君
法務大臣官房司 山崎 潮君
法制調査部長 山崎 潮君

委員外の出席者

大蔵大臣官房秘書課長 渡辺 博史君
証券取引等監視委員会事務局長 菅原 雄一君
法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の異動
五月六日

第一類第三号 法務委員會議録第十一号 平成十年五月六日

組織的犯罪対策法制定反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第二〇〇七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

○笹川委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、参議院送付、外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(参議院送付)
保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

○福岡委員 民主党的福岡宗也でございます。外弁法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。
我が国が外国法律事務弁護士の制度、すなわち外国で弁護士資格を有しておる者が我が国におきまして外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができるというこの制度を導入いたしましたのは昭和六十二年でございます。これは、外国からの強い要求に基づきまして検討が始まりました。我が国の司法制度の根幹にもかかわる重要な問題として、激論の末にやっと導入をされたものでございます。

この制度は、その資質、資格要件、事務取り扱ひの範囲などにつきまして、我が国の司法制度と矛盾をしない構成とされまして、相互主義も取り入れた上で、十分な配慮のもとに実施をされたものだといふふうに理解をいたしております。しか

しながら、その後、たびたびの外圧等によりまして、資格要件の緩和、さらにはその事務取り扱ひの範囲の拡張というような大幅な改定がなされてきたわけでありまして。そして今回の改正は、実に第三次の改定ということでございます。

○山崎(潮)政府委員 今回、外弁法の一部を改正する法律案、これについて改正をしていくというきつかけでございますけれども、今回三点について改正点を御審議いただくわけでございますが、この点につきましては、もともと、外弁法制定後しばらくしてから、もうその声は上がっておりまして。その後、二回の改正を経まして今回三回目でございますが、規制緩和と望まれているのは外国からの要望等、これがずっと継続していたということでございます。時代の変遷、特に国際化、グローバル化が激しいこの時代におきまして、それをどのように考えていくかということ、それをきつかけにしたわけでございます。

○福岡委員 ただいまの御回答はちよつと抽象的でわかりにくかつたのですけれども、法務省から発行されております今回の改正についての資料集の中を見ますと、結局のところ、米政府と欧州連合から強い申し入れがあったということ、それを受けて経済界からも要望があったということがきつかけたと書いてあるわけですね。そしてその要求の内容と書いてあるのは、資格要件を緩和せよ、それから取り扱ひの法律事務を拡大せよ、さらには、いわゆる日本の弁護士等を雇用する、また共同事務所を経営するということを認める、この三点の要求といふふうに書いてあるわけですね。というこ

とは、結局、一言で言ってしまうと、外圧によってやはり規制を緩和しよう、こういうことだといふふうにとれるわけです。

しかしながら、弁護士資格要件、取り扱う事務の範囲の問題、さらには経営実態をどのように形成していくかという問題は、外交折衝の必要性、取引という点から、経済的有効用などから決定をすべき問題ではないかと思つておられます。基本的には、人権を守るべき司法制度をどのように構築するかという観点からこれは考察されるべきことだと思つておられます。

戦後の我が国の制度は、司法に人権保障のとりとめとしての立場を与え、弁護士も、人権擁護と社会正義の実現という使命を与え、国民の法的救済のニーズにこたえるという使命を命としておられるわけでありました。したがって、その資格要件におきましても、従来と違つて、司法試験という裁判官、検事と同じ試験を受験させる、さらには試験に通つた後も、司法研修においては、弁護士にならんとする人間であつても裁判も検察も両方の修習をして、司法制度全体についての活動に遺憾なきを期するというのが我が国の弁護士制度であるわけです。したがつて、こういうこととした理由というのは、あくまでも主権者である国民の人権を守る、それにふさわしい資質というものが、すなわち法的知識と実務能力を備えさせるということが必要だという観点からであります。

また、事務所の経営についても、広告であるとかそれかやり方についての規制というものもいろいろとされているわけでありまして、それはなぜかといへば、人権擁護の使命にふさわしくないようなそういう行動というものが、また経営論理というものは排除して、倫理規定で厳しく制限をいたしておるわけでありまして、

したがつて、外国人弁護士の場合の資格要件というものは、やはり同じような考え方で構築をせざるを得ないですね。すなわち外国人弁護士は、外国法または指定法を取り扱うわけであり

ますけれども、その取り扱うべき法律について十分に、我が国の国民また我が国に住む外国人の人たちの人権を保障するに足る、いわゆる法的知識それから実務能力を備えるような資格というものを必要とするわけでありまして、その事務所運営形態それから取り扱う事務の範囲もプロとして堪能な法律に限定をすべきだ、こういうのが当然のことでありまして、外国人弁護士といえども人権を守る使命は同じなわけですね。

そういう意味からいいますと、これを特別扱いして資格要件を緩和するとか、余りよくわからないような法律についての事務を取り扱わせるということとは、我が国の国民の人権侵害ということにもつながつてくるわけです。

そういう意味で、私は、法務省当局というのはどういふふうにいわれる外国人弁護士というものの要件その他職務範囲というものを考えておられるのか、これは法務大臣にまず所見をお伺いしたいと思つておられます。

○下種葉國務大臣 委員の御指摘はもつともだと思つておられます。ただいま政府委員から説明いたしました、改正のきつかけに、アメリカでありますとかEU等からの規制緩和と要望があつたということも事実でございます。また国内的にもいろいろな団体等から規制緩和の要望がございましたり、あるいは政府の行政改革委員会の意見書等々にもそういうふうなことが記載されておられるのも事実でございます。私どももいたしましては、あくまでもそのようなことは参考にはしながら、日本の法曹のあり方、特に法曹三者の中で弁護士会のあり方、そういうふうなことを考えなければならぬと思つておられます。

そして、今問題になつております外国法弁護士につきましても、これは法務大臣が認めまして、そしてそれぞれの弁護士会に所属してその監督を受けるということになつておるわけでございます。日本の法曹全体の中ではないかあるべきかといふふうなことで私どもはそういうふうなものを受け入れ、どういふふうなその辺のところを構築す

るかということが基本になることでございます。また、外国弁護士受け入れ制度を検討する際におきましても、今申し上げましたようなことを視野に置いて制度といふふうなものを検討してまいりたい、また、現在までも参つておるといふふうな思ふわけでございます。

○福岡委員 基本的な考え方といたしましては、私が先ほど申し上げましたような人権保障に遺憾なきを期するような制度的なこととお考えをいただけたらというところで結構でございます。けれども、実際の運用の面において、巨大資本のローファーム等の進出ということも考えられますので、十分なるやはり監督をお願いしたいと思つておられます。

そこで、資格要件の問題を検討する、すなわち日本弁護士と同等の、外国法に対する関係においては法的知識、実務能力を有するかどうかということの検討ということにつきましては、まず何と申しても、諸外国の弁護士資格取得の試験制度とそれから研修制度がどうあるのか。これが、日本よりもよりすぐれたり、また厳しいというものであれば問題ないわけでありまして、まずこの点を法務当局にお伺いをいたしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 お答え申し上げます。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを例に御説明を申し上げます。まずアメリカでございますけれども、四年制の大学を卒業いたします。この四年制の大学といひますのは法学部の教育は含まれておりません。これを卒業いたしますと、ロースクールで三年間の法学教育を受けるわけでございます。これを卒業いたしました上で、各州で実施をいたします法曹資格付与試験、これに合格いたしますと法曹資格を付与されるということになります。全体として七年が必要であるということになります。

それからイギリスでございますけれども、イギリスは、大学の法学部あるいは高等専門学校において三年ないし四年の法学教育をまず受けます。その後はソリシターとバリスターに分かれるわけ

でございますが、ソリシターにつきましては、法律学校等における一年間の研修を終えまして、その研修終了の試験がございます。これに合格をいたしますと、ソリシターの事務所において二年間の修習をいたしまして、これを終えんと資格が付与されるということになります。したがつて、長い期間で取りますと七年間やはり必要であるといふことになります。

それからバリスターにつきましては、法曹学院、法律学校におきます一年間の実務教育を受けまして、その終了試験に合格した上、バリスターの事務所で一年間の実務修習を終えまして資格が出てくるということになります。六年間必要であるといふことになります。

それからドイツでございますけれども、ドイツの大学の法学部における教育でございますが、最低三年半ということになつておりますが、平均で約六年といふふうな言われております。この法学教育を受けた後に第一次国家試験に合格いたしますと司法修習生になるわけでございますが、ここで二年間の実務修習を経まして、二次試験に合格いたしますと法曹資格が出てくるということになります。ですから、短い年数で取りますと五年半といふことにはなりますが、長い年限で取りますと八年といふことにはなります。比較的日本に似ているといふことになります。

それからフランスでございますけれども、四年間の大学法学部における教育を終わりました後に、大学の法学部に附置されております司法研究センターにおける受験準備の法学教育、これが大体一年から二年あるようでございますけれども、これを受けまして、それから弁護士研修センターに入所しまして、そこで一年間の修習を受けまして、ここで卒業試験に合格をいたしますと弁護士補となるわけでございます。そして、その弁護士補となつた後二年間実務修習を終了いたしますと初めて弁護士の資格が付与される、こういう状況になつておるといふ状況でございます。

○福岡委員 今の御説明で、日本とそれほど大きく差があるというふうには思いませんけれども、ただ、アメリカの七年というのは、最初の四年間は法律と関係ない勉強をして、後の三年間で法律の勉強もして、それから司法試験を受けるという嗜好になるという形で、研修制度はないということですからちよつと比較はしにくいんでありますけれども、結局、各国によってその独自性といえますかばらつきは結構あるというふうにも思っています。したがって、各国においても外国人の弁護士をどう処遇するかということについては、その独自性に基きましてそれぞれ相違が出てくるというのが実態だというふうに聞いております。

そこで、先ほどお話のありましたアメリカそれからヨーロッパ等、いわゆる外国人弁護士制度というものを導入しているかどうか、導入しているとすればその資格要件はどうなっているかということについて、次に御質問をしたいと思います。
○山崎(潮)政府委員 まず、アメリカについて申し上げますけれども、アメリカは外国法事務弁護士を受け入れる州が約二十でございます。それ以外は認めていないこととございます。職務経験要件でございますけれども、これは、認めているところは全州それを採用しております。一番短いものにつきましては、二州、ニューヨーク州ほかもう一州でございますけれども、申請の直前五年のうち三年という要件がございます。それから、申請直前六年のうち四年という州も二州ございます。そのほかは、大体申請直前七年とか、そういう中で五年以上という要件を設けております。

それから、ドイツでございますけれども、ドイツにつきましては職務経験要件はございません。それから、イギリスでございますけれども、イギリスについてもございません。
フランスは、外国弁護士受け入れ制度そのものを廃止いたしましたので、どうしても外国人がフランスで活躍したいという場合には、フランスの

司法試験を受けまして、そこで合格したら活躍してほしい、こういう制度を採用しております。
○福岡委員 今の御答弁によりますと、諸外国では外国人弁護士の受け入れにについてはまことにあるということですね。特にアメリカ、これは外圧の一番中心ですけれども、半教近くが実際には受け入れていないということ。それからさらに要件として、三年と四年という長いものにわたって経験をしなれば外国人弁護士として取り扱われたいということとございまして、我が国が当然取り入れておりました相互主義という点からして、余りに我が国だけ緩和することが我が国の国民のためにいいかどうか非常に問題のあるところだというふうに思うわけでございます。

そこで、振り返りまして、外国人弁護士制度というものが昭和六十二年の四月に制定されたわけですが、その制定に際しまして、日弁連を初め、学者、その他の有識者からいろいろ議論が展開をされました。大体五つぐらいの論点が議論された聞いております。

その一つは、まず資格要件として、我が国の国民の人権を守るに値する十分な資格要件を定める、したがって最低五年は必要だろう。それから、外国弁護士職務範囲については、資格を取った国の自国法に限定すべきじゃないか。また、堪能だということと法務大臣の許可を得ている場合には特に認めようという指定法に限定すべきだ、これが第一点。さらに大事なことは、外国弁護士は日弁連に登録をして、特別会員として日弁連の指導監督を得て、やはり倫理に反することのないように十分に監督をするということ。それから、先ほど申し上げました相互主義を徹底させること。さらに五番目として、職務の範囲を外国法に限定いたしましたも、日本の弁護士を雇用にすることによって、実質的に職務範囲を拡大して日本法の適用までしてしまう、こういうようなことになってしまつては困るといので、これを禁止

する。
これが大体五大の柱として議論をされてきて、当初の外国弁護士法の内容としましては、この五点を堅持するというところで、日弁連を含めて満場一致で出発をした。いずれも我が国の弁護士の公共的性格からこういう制約は設けられた、こういうふうな聞いておるわけですが、この点について間違いがあるかどうか、それから所見について、これは法務当局からお伺いしたいと思っております。

○山崎(潮)政府委員 外弁法導入に当たりまして、日弁連の方からただいま委員御指摘のような点について、そういう点をきちつと踏まえるようにということと要請があったこと、これはそのとおりでございます。日弁連におきましては、臨時総会におきまして承認を得て、そのような要綱を作成したというふうな何つておりました、内容的にはそのとおりだというふうに理解しております。

これに基づきまして、法務当局といたしましては、この趣旨を踏まえまして外弁法を制定したわけでございます。その制定の趣旨は、日弁連の方々がまとめられました制度要綱と基本的には食い違いはないというふうに理解しております。私どもも同じ発想で立案したものでございます。
○福岡委員 というわけで、五点を堅持しておられる状況で、我が国の司法制度としても矛盾はないということと発足をしたと思うのです。ところが、平成六年六月に、外弁法の一部改正というものがなされました。これはかなり要件の緩和等がなされているわけですが、こういった改正がなされたその端緒といえますか、きつかけと、それからどういふところが改正されたか、簡単にちよつと御説明いたしたいと思います。
○山崎(潮)政府委員 もちろん、きつかけにつきましては、内外からの声が多かつたということから御答弁を申し上げますが、私どもは、それがきつかけではございますけれども、これは、司

法制度の一環であるということは十分認識しております。そういう観点から、やはり依頼者の保護あるいは日本の法制度との整合性、この問題は常に頭に置きながら改正に着手してきたわけでございます。

そういう観点から、まず平成六年の大きな改正点でございますが、第一点は、五年の職務経験要件のうち二年間だけにつきましては、我が国の弁護士あるいは外国法事務弁護士のもとで母国法の法律事務を、これを基本的に労働提供する、弁護士として活躍するわけじゃないと思いませんけれども、そのもとでアシスタント的に働く、こういう二年間をその五年の中に通算するという改正が第一点で行われたわけでございます。

これにつきましては、やはり我が国の法律実務あるいは我が国のいろいろな社会、文化、こういうものに非常に詳しい者、それから我が国で法律サービスするということになりますと、それなりにはやはり日本の依頼者にとつてもいいことではないかという観点から行われたわけでございます。従来も、この法改正が行われる前に日本ではやはり弁護士事務所等が労働提供をしてきた者がおるわけでございますが、この法律を導入する際にその経過措置として、その方々については二年間日本で労働提供をしたという部分を加えるという附則がございましたので、それをやってみても弊害もないということから法制度に取り入れたという経緯でございます。

緒にサービスをした方が依頼者のためになるというものもあるという観点から、一部につきましてこれを導入した、こういう経緯でございます。
○福岡委員 今の答えで一点確認をしておきたいのです。

共同事業を許容するというに、一定の事務についてするという事になったということでございますけれども、その中では、例えば裁判所における訴訟事務であるとか、それから刑事裁判における弁護活動少年法の付添人の活動、こういったものは除外にされていきますね。
○山崎(潮)政府委員 御指摘のとおりでございますが、我が国の裁判所における代理行為あるいは官庁等に対する申請、こういったものは当然外国法事務弁護士はできない、こういう建前になっております。

○福岡委員 そういう一定の制約はありますけれども、弁護士としての経験年数を事務員的な立場というもので二年間勤めれば当然資格ができるというようなこと、それから、そういう訴訟等以外のものについてはかなり大幅に、この段階におきまして、共同事業という形態をとることによって、相当実際には外国人弁護士が法律事務を取り扱う範囲を拡大したと思うわけでございます。

そして、その後平成八年六月に第二次の改正が行われましたけれども、この内容について、また説明をさせていただきたいと思っております。
○山崎(潮)政府委員 平成八年の改正につきましては、国際仲裁代理につきまして、またそのほか、基本的には我が国の外国法事務弁護士、それが代理人になることも許容しております、あるいは外国の弁護士で我が国の外国法事務弁護士にはなっていない者につきましても、外国で依頼を受けるというふうなものにつきましては我が国で代理人になれるということでオープンにいたしました。

○福岡委員 それに関連しまして一つお聞きしたいのですけれども、結局国際の仲裁事件については、その適用法が我が国の国内法を主とするものであっても、これは取り扱うことができるということでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 結論的に申し上げますとそういうことになりません。
仲裁の場合は、仲裁契約を結ぶ際にどの準拠法で行うという事を決めることもございますし、決まらぬままやるとすれば、一般的常識として善と悪による判断とか、あるいは実体法につきましてもある国の準拠法、手続法につきましてもこちらの準拠法とかが、さまざまに区々の形勢があるわけでございます。そういう中で、日本法を準拠法とするものだけを除外するのは極めて困難な状況にございます。そういう関係から、日本法を準拠法とするものについても代理をすることができるという規定になっております。

○福岡委員 そうしますと、この改正も、簡単なように見えて、そういう調停申立てをする事件について、全面的に日本国法を含めて業務ができるということ、格段の拡大であったというふうには私に思うわけであります。
そこで、今回のそういう経過を踏まえて、先ほどの、アメリカそれからヨーロッパの要請によりまして改正が討議されるようになったわけでありますけれども、この要請を受けて、一番最初に検討した結果を出したのが平成七年十二月の行革委員会による規制緩和を推進する意見書というのであらうと思っておりますけれども、この審議の期間と、それから主な論点をちょっと簡単に御説明ください。

○山崎(潮)政府委員 この論点につきましては、現在改正をお願いしているわけでございますけれども、基本的には、職務経験要件を撤廃するか緩和しろという問題が第一点でございます。それから、職務の範囲にしまして、母国法、指定法以外の特定外国法でございますね、これについて自由には扱わせろという問題。三番目は雇用の問題でございます。日本の弁護士を雇用することの解

禁を求めるということ、あるいはパートナーシップを導入しろとか、こういう論点でございます。そのほか細かい点はございまして、大きな点はこの三点でございます。
○福岡委員 その三点というのは、結局、アメリカ等が要求しておる要求項目だと思っております。それに対して、日本の側でございますが、やはりこういう点は問題なんだろう。特に、日本の外国人弁護士の資格要件というのはだんだん緩和をいたしまして、実質的に五年が三年になってしまっているということもありません。それから、共同経営も実質的に認めるというふうな話になってくる。これ以上の緩和ということとは制度の本質に反する、または相互主義にも反するんだ、こういう議論というのがそこではなかったんでしょ、か、どうなんですか。

○山崎(潮)政府委員 御質問は、行革委の規制緩和と小委員会の中でどういふことかでございますか。
○福岡委員 「そういうことですか」と呼ぶ私どもは、そこへ呼ばれました現在の法制度の観点について申し上げましたけれども、今委員御指摘のような声が何か別のところから上がったという事は承知しております。
○福岡委員 そうしますと、どういう観点から、こういう推進をするというふうな結論が軽々しく出されたか、非常に問題であるというふうには私に思うわけであります。

そして、意見書を踏まえまして、平成九年の三月二十八日に閣議決定をいたしました。平成九年年度中に結論を出す、こういうふうなことになったわけですね。その上で、やはり行革委の規制緩和と小委員会において、これは最終報告というふうなものが出ましたけれども、この結論とその理由については御承知ですか。御承知ならば、簡単に述べてください。

○山崎(潮)政府委員 まず結論でございますけれども、結論につきましては、職務経験要件の緩和及び母国法と指定法以外の特定外国法の取り扱い

に關します職務範囲の拡充につきましては、一応これは評価するというふうな言われております。それから、雇用の解禁の問題でございますが、解禁はしなかったわけでございますけれども、これにかえまして、共同事業関係に関する規制緩和が提案されている点については、緩和が十分であると評価することはできない、しかし、実態として、外国法事務弁護士が日本弁護士とともに、一貫した法律サービスを提供できるようにすることから、当面の措置として認めることはできる、という言い切りまして、最後に、雇用の解禁については、今後の国際的動向も踏まえ、引き続き検討が必要である、こういう結論になっております。

○福岡委員 そうしますと、このところの結論をお聞きいたしております、先ほど私が申し上げておりますような諸外国における外弁法、いわゆる外国人弁護士を他の国で取り扱っているかという実態調査、それから資格要件について、日本の制度と外国の制度と比べてみて、どちらがより実務能力までクリアしているのか、そういう点についての検討といたすが、これは余りなかつたという気がするので、したがって、その点についての実態調査というものはどこでされたか、法務省として知っておられますか。

○山崎(潮)政府委員 諸外国の制度がさまざまあるという事は、私どももヒアリングの際には申し上げました。しかし、それ以外にどのような調査がされたかということについては、私どもとしては承知していません。

○福岡委員 そうしますと、行革委の方の關係は、そういう形でどうも余り調査がよくなかつたやうな気がするわけですが、法務省の方としましては、こういう動向と全く別に、平成八年の十二月に、有識者を集めて、外国弁護士問題研究会というものを発足されております。そして、平成九年十月に報告書をまとめておられるわけですが、別個にこういう形の研究を發足された理由は、何でしょうか。

○山崎(潮)政府委員 諸外国の制度がさまざまあるという事は、私どももヒアリングの際には申し上げました。しかし、それ以外にどのような調査がされたかということについては、私どもとしては承知していません。

○福岡委員 そうしますと、行革委の方の關係は、そういう形でどうも余り調査がよくなかつたやうな気がするわけですが、法務省の方としましては、こういう動向と全く別に、平成八年の十二月に、有識者を集めて、外国弁護士問題研究会というものを発足されております。そして、平成九年十月に報告書をまとめておられるわけですが、別個にこういう形の研究を發足された理由は、何でしょうか。

○山崎(潮)政府委員 まず結論でございますけれども、結論につきましては、職務経験要件の緩和及び母国法と指定法以外の特定外国法の取り扱い

というふうにご意見を申し上げますし、今回の法案も、そういう理由に基づきまして、そこは限定はしてないというところでございます。

○福岡委員 わかりました。
ただ、問題は、共同事業の目的にそれを容認するということと、例えば弁護士活動そのものではなくて周辺の業務をお手伝いするということが、本質が違ふと思うのです。

現在、何の規定がなくても、私が弁護士をやるときに法律的知識を踏まえて外国人弁護士に協力してもらって通訳をしたりいろいろな形の協力を求めることは一向差し支えないのです、共同事務所でなくとも。

だから、別にそういうことはする必要がないのだけれども、共同事務所であるということでもってむしろ実質的な弁護士活動というものを、それからまた訴訟活動というものに類するような行為が容認をされるおそれがあるということについてのチェック機能というものを十分にすることがあるのではないか、こういうふうには考えているわけです。

形式的には区別はできませんけれども、雇用も禁止をするというのでもそのことです。雇用によって、雇った弁護士は資格のある日本弁護士だから、要するに日本法も堪能でありますし十分活動するわけでありましょうけれども、実質的にやはりローファームというような大きなところの組織でもって、その命令とかというもので、共同企業の場合には、そこまではないにしても、やはり事実上統制をするということについての問題がありはしないかなということだろうというふうには思うのです。そういう意味で、その辺のところの検討も十分していただきたいというふうに思います。

次に、資格取得国の法律、それからもう一つ、指定法というものの以外の外国法、いわゆる第三国法ですね、これについての改正の問題であります。今度の改正は、一定の資格を有する外国弁護士から書面による助言を受ければ取り扱いはすることができ、こういうような改正になったと思う

のです。これはこれでいいと思うのですが、先ほど私も触れましたけれども、実際に、アメリカ等の巨大なローファームは全世界に展開をしておるわけですが、各所に同じ名前事務所がたいていあるわけですね。したがって、諸外国の業務提携が事実上なされているわけですから、スペインだろうがドイツだろうが、それからイタリアであろうと、多分提携が恐らく簡単でできるというわけですね。その提携の上で、書面でもって助言をどんどん得れば、どこの国の法律も事実上適用、運用ができるのじゃないだろうか、こういうような気もするわけですね。

実際に、これを緩和することによって、外国人弁護士の場合には、大事務所の場合には、全世界の法律の運用も日本において事務取り扱いが可能になるのじゃないか、このような懸念をちょっと感じたのですけれども、この点、どういふふうにお考えになつておられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 ただいま、巨大ローファームから派遣されている外国法事務弁護士を想定されて言われているわけですが、私も、必ずしもそうである方ばかりではない。そういうところにも所屬しない日本にいられている方もおります。そういう方については、巨大ローファームのところは各国の専門家がいて、そこですぐ聞けばできるという状況にはございませんので、そういう点では、法制度として一応の範囲をきちっとさせるという必要はあろうかと思つてます。

今後、全世界の法律について全部手を出せるという点につきましては、例えば我が国の弁護士でございまして、我が国で行う限り、全世界の法律については、必要なものについては法律サービスができることになっておるわけではございまして、そういう意味においては、例えばニューヨーク州の弁護士がニューヨーク州で資格を取りますと、自国で行う限りは、どこの外国法にも、一応サービスをすることができるといふ建前になるわけではございまして、それは日本と全く同じでござい

ます。

ただ、我が国において、外国法事務弁護士が、母国法あるいは指定法、それとの関連で第三国法、特定外国法を取り扱うという場合につきましては、これはやはり、依頼者の保護の点から、書面による助言ということ、きちっとした資料、証拠を残すという形で、またそれを要求することによつて、そういういかに法律サービスをして、世界どこの国の法律についてもできるということになると思つても、やはり自信のないものについてはお断りするというのがやはり弁護士倫理の問題かと。そういう点で、最終的には担保されるほかない。それで、いかにけんことをすれば、やはり懲戒を受けるあるいはそれ以外の処分を受けるというふうなことで、最終的には担保されるだろうというふうにご意見を申し上げます。

○福岡委員 結局、これは運用上の問題になりまして、十分に実態の調査をして、実質的にチェックができれば、ということ、書面による助言というものは、法律的な判断として誤りのない、きちっとした判断がその資格を有する弁護士からなされておることが大切だと思つております。この実態が確保できるような監督指導というものを十分にしていきたいというふうには思うわけがあります。

次に、今回の改正における資格要件の緩和の点であります。五年を三年にする。この研究会の理由を見ますと、先ほど、我が国における事務員等のトレーニングによつて二年間に短縮されているから、これはもともと三年にその段階でなっているから、実質的にはそんなに短縮したことにはならないんだというふうなことが研究会の報告に書いてあるわけですね。しかし、それはちょっと違うので、やはり我が国のトレーニングにおける期間として、今回の改正後においても一年間は通算できるということですから、実質的には二年間に短縮されるのと同じじゃないかなというふうには、私はこれを読んで理解したわけ

あります。
それから、先ほど私ちよつと言いましたように、一番対応として問題になるアメリカのところでは、半数が日本の外弁を受け入れてないということですね。しかも、三年というのが二州しかなくて、十七州は四年と五年なんです。だから、相互乗り入れという形、相互主義という観点からすれば、これは余りにも片手落ちというものであつて、日本からアメリカへ行つて弁護士になろうとする人がいる場合には、四年か五年研修しなければならぬということなので、やはりこれは、政府としては、この制度をやつていくならば、それに見合うだけのアメリカの各州の、これは各州ですから違ひますけれども、各州の法律改正というものをさせるという要望ぐらいはしないといけないということ。

それから、フランスがこれを廃止してしまつたというのですけれども、やはりこれも、現在の国際情勢から、世界の経済がグローバル化する段階において、他国の弁護士がある程度進出してくるということも必要だということからすれば、相互主義の点から、これは申し入れを当然すべきだろうというふうにご意見を申し上げますけれども、この点については、これは大臣の御答弁、どうでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘の点、私もわからないわけではございませんで、私も、この何年か、ずっと折衝を続けているわけではございません。アメリカからさまざまな要望がされるたびに、おたくの州、半分は以上は開いてないじゃないか、まずそこを開くべきだということは何回も申し上げております。しかし、連邦国家というものはまたいろいろ独特なところがございまして、州は州の独立性という問題があるということ、なかなか連邦としてたえるわけにいかないという面もあるようでございます。
それから、もちろんE.U.からもさまざまな要望を受けているわけですが、やはり事あるごとに、E.U.の中でも受け入れてない国があるで

はないか、そういう点もきちつと考えていただきたいということで我々も要望しているところでございます。

これは確かに、世界各国を見ますと、それぞればらばらでございます。我が国より非常にオープンなところもあるわけでございます。今回の点につきましても、我が国のあるべき姿として、やはり日本法制も考えなければなりませんけれども、世界各国の中で日本という位置づけも、両方必要でございます。

そういう点を勘案した結果、では、職務経験要件、これは廃止しろと盛んに言われておりますけれども、それはとんでもない、せめてこのぐらいであるということから、その妥協点を図つたというところでございますので、我が国の法制の問題と、それから国際的に日本が宙に浮かぬという、両方を勘案した結果であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○福岡委員 どうもありがとうございます。

いろいろ難しい問題ではありますが、やほり、余り諸外国ごとに違いがあり過ぎるというのも非常に問題だと思えます。

ただ、問題は、インターナショナル・バー・アソシエーション、すなわち国際法曹協会というのがありますけれども、ここで、全世界におけるところの外人弁護士制度というものをある程度統一的な基準で規定しようということ而努力をされたようでありますけれども、各国各国の司法制度の独自性というものも尊重せざるを得ないということと、結局、現在もまだまとまっていないうようなことであります。

やはり、その点を放置して、一方的に我が国だけで議論をするというのもちよつと問題なので、もうちよつと広げた議論で、全世界共通の人権が守られるようなシステムづくりということを検討すべきだということで、その辺のところも、大臣の方からもぜひとも提言のほどをよろしく願いたいというふうに思います。

【委員長退席、橋委員長代理着席】
○橋委員長代理 佐々木秀典君。

○佐々木秀典委員 民主党の佐々木です。

この外国法事務弁護士の制度ですけれども、昭和六十二年にこの法律が制定されました、受け入れを決めました。これを受け入れるに際して、それまでは大変な議論があったところでございまして、私も記憶に新しいところでございまして、私どもも記憶に新しいところでございまして、かねがね貿易自由化の論議の一環として、かねがねのガット交渉の中で論議に上げられていた。また、それを受けて我が国でも、行政改革本部の中の規制緩和と小委員会などで規制緩和の一環としてこの問題が取り上げられてきたというのには、御承知のとおりであります。

私どもも、今回橋委員からお話がありましたように、我が国の弁護士というのは、弁護士法によつて、人権と正義を重んじなければならぬ、それを旨とすることが決められているけれども、渉外的な関係を中心にして、しかも、いわゆる貿易自由化の一環として外国弁護士を受け入れるということについては、いかがなものかという議論が相当あったわけであります。

そうした議論の末に、しかし、法曹三者間のお話し合いも続けられ、弁護士会でもかなりの反対があったわけですが、この受け入れに踏み切つた結果、外国法事務弁護士制度というのが認められるようになって、法律がつくられたという経過がございました。このときの議論というのは、やはり現在でも必要なだろう、意識しておかなければならないのだから、私はこう考えております。

例えば、平成九年、昨年の十月三十日付で外国弁護士問題研究会が報告書を出しておりますけれども、それによりますと、外国法事務弁護士のニーズというのは国際的にも大きくなつてきているんだ、我が国としてもこのニーズにこたえなければならぬということも言われながら、その後で、「ただし、外国弁護士受入制度は、弁護士制度の一環として位置付けられるものであり、弁護士制度・

司法制度と関連するのであつて、この点については、十分に意を払ふ必要がある。」こういう記載がございまして。

その一方、平成九年、これも去年ですけれども、十二月四日付の行政改革委員会規制緩和と小委員会の報告書「大きな一歩、さらに前へ」というタイトルがついておりますけれども、ここでは、法務の分野の問題として、「量的・質的な法曹の充実が不可欠である」ということを言つた上で、「法曹の充実のためには、先進諸外国と比べて極度に少ない法曹人口を大幅に増員するとともに、競争を通じて質的な充実を促進する」という観点から、弁護士が独占している法律事務への類似職種による部分参入や、「その後で、「外国法事務弁護士の関する一層の規制緩和を図ることの必要性を主張してきた。」という記述がございまして。

この記述とさきさきに私が述べました報告書の記述とは、関連をしておりますので、ちよつとニュアンスが違つるようにも感じられるんですけど、今の平成九年の十二月四日の委員会報告では、どうも、我が国の法曹人口が少ないというようないこととの関連で外国法事務弁護士の問題を上げてい

たように、先ほど御紹介した平成九年十月三十日の外国弁護士問題研究会の方では、私が紹介したような注意というか注意事項、これを意識しなければいけないということを言つておる。

今回の法改正はもろもろ規制緩和ですけれども、しかし、これは部分的な規制緩和にとどまつておりまして、昭和六十二年につくられましたこの特別措置法の大筋のところの変更は私はないように思つております。

ここで、今御紹介したようなこととの関連で、それじゃ、外国法事務弁護士というのは、我が国の司法制度においてはどのような位置づけを持つのか、将来この人々にも、もつと規制緩和することによつてさらに違つたような資格ということを考へるようなことになるのか、そこまでは政府としては考へていないのか、その辺のところをまず法務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○下福業國務大臣 委員御指摘のように、私も規制緩和の小委員会のペーパーと、それから研究会のペーパーを比べてみまして、若干ニュアンスが違つているなど。そこで、メンバーを調べてみたら、財務人それから学者も多々いんですが、ほとんど経済学者ですよ。そういうふうな意味では、法曹の代表者というのはいらぬから、要するに、規制緩和という国際的な視点から見ているいろな問題を研究された中の一つに今の法曹の問題を取り上げられてるんじゃないか、こういうような感じがします。ですから、それが私はいつの大きな流れだろうと思つております。

しかし、法曹の立場にある私どもとしては、やはりそういうふうな流れというものには尊重せぬといけませんけれども、そういうふうな中でやはり、具体的に運営を間違つてはよくないと思ひます。というふうなことで、私は、研究会は研究会としてああいふふうな結論を出されたいんじゃないか、こういうふうな認識いたしております。そういうふうなことから申し上げまして、やはり、社会経済のグローバル化がどんどん進んでくる、それから、外国法に関する法的需要というものもふえてくるだろう、そういうふうな思ひます。

そこで、外国法事務弁護士制度の受け入れというふうなものは、やはりあくまでも、我が国でございまして、日本の司法制度の中の一環としてとらえるべきであるというふうなことでございまして、やはり、そういうふうなためには、内外の諸情勢を踏まえながら、依頼者保護等を図りながら、我が国の司法制度に適合したということでご

ざいますので、先ほど来申し上げますと、やはり大きな日弁連の枠の中で御活躍いただくべきものである、そういうふうにご認識いただいております。

○佐々木(秀)委員 それで、ここでござらぬを一通りお話をしたいと思います。今法務大臣からのお話がありましたけれども、外国法事務弁護士は、自国においては弁護士資格をもちろぬお持ちになつておられると思いますが、我が国においては弁護士とイコールではない。だから、外国弁護士とは言わないで、特に外国法事務弁護士、こういうような名称になつておられるわけですね。

○山崎(潮)政府委員 扱いたしましては、日弁連の会則がございまして、その中で外国特別会員というふうには呼ばれております。ただ、今御指摘のように、日弁連の総会における議決、各単位弁護士会における議決、こういうものにも参加をすることはできるわけでございますし、当然のことながら、逆の面では監督を受けまじ懲戒も受

けるということ、制度の中の一員という形で位置づけられているということでございます。

○佐々木(秀)委員 ということですが、今お話が出ましたように、懲戒の対象にもなる。ただし、法律によりますと、この外国法事務弁護士に対する懲戒というのは、我が国の弁護士会の会員、もちろん我が国のというか、これは外国人の方でも、司法試験に合格して法曹資格を持った人で、弁護士になつておられる方もいます。例えば、日韓国人の方、朝鮮人の方なんかもいますし、アメリカ人の方もわずかだけれどもいるのかもしれないが、こういう人たちは懲戒手続も違つた扱いになつておられます。特別の懲戒委員会があるわけですね、この人たちに対しては、そういうことでは取り扱ひが違つておられることだろうと思つておられます。

しかし、先ほど福岡委員からお話がありましたけれども、少なくともこの外国法事務弁護士も、そういうふうに入会を認められて我が国で活動する以上、やはり我が国の弁護士が旨としておられる正義だとか人権という感覚もつかつておられるべきであらうと思つておられます。これは、本来どこの国でも弁護士としておられるべきであらうと思つておられますが、我が国の場合には特にそのことが強く求められているわけですね。

そうした点で、我が国の弁護士には弁護士倫理というものがあつておられるけれども、この弁護士倫理の適用も外国法事務弁護士にはあることになつておられるのでしょうか。この点はいかがですか。

○山崎(潮)政府委員 特段排斥してはいない以上、会員として入る以上は、やはり倫理は同様にお求められるというふうにお考えいただけます。

○佐々木(秀)委員 だとすると、倫理に違反するようになつても懲戒事由として考えられる、こういうふうにご了解していただければいいわけですね。

それから、この外国法事務弁護士、これは承認を得た特別な資格になるわけですが、一般の人とはなかなかかわからないと思つておられます。もち

ろんこれは、登録された場合には官報に記載をされるということにはなつておられるけれども、一般の人とはなかなかかわからない。弁護士の場合には、いわゆる日弁連の会員としての証明するバッジがあるわけですが、ヒマワリとはかりのバッジですね。この外国法事務弁護士の場合には、その資格を証明する手段としてのもの、そういうバッジですとかあるいは身分証明書だとか、そういうものが発行されておられるのでしょうか。これはいかがでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 身分、資格を証明するものとして、バッジと身分証明書があるというふうな同つておられます。残念ながら、私、現物を見る機会はないのでございまして、バッジは、日本の弁護士のバッジより少し小ぶり、外国法事務弁護士であるということがわかる表示になつておられるというふうな同つておられます。身分証明書のほうは、日本人の弁護士の方については見せていただいたことがございまして、そこが外国法事務弁護士に置きかかわるものだというふうな理解はしておりますけれども、詳しいことはちよつと存じ上げません。

○佐々木(秀)委員 それから、この法律、特別措置法ですけれども、なかなか読んでおわかりにくい。それからまた、今度の改正も、先ほど業務範囲が広がるかあるいは共同事務の範囲の問題だとか、今度の改正についてもちよつとごなか、日本人が読んでおわかりにくいところがあるように思つておられます。私どもにも理解がなかなか難しいところがある。だから、こつとやつてお尋ねするわけですが。

こういうことを当の外国法事務弁護士にわかつてもらわなければいけないわけですが、これをわからせる方法として、どんなことをお考えになつておられるか。もちろんこれを、その対象になる人の母国語で翻訳するなり、その言葉で説明するなりということをしなればいけないのだから、思つておられるけれども、そのほかに法務省あるいは弁護士会として、研修ですとか、その仕事のあり方だと

かをも含めてですけれども、研修などということも行われているのか、またやろうと思つておられるのか。そのことについてはいかがですか。

○山崎(潮)政府委員 研修につきましては、現在は日弁連も法務省も全行つておられます。ただ、日弁連につきましては、ことしからそれを導入していく予定であるというふうな同つておられます。これを法務省が主催してやるというのとはなかなか、ちよつと立場上難しいところがございますけれども、日弁連の方から御要望があれば、我々もそういう会に御協力をさせていただきますというふうな同つておられます。

なお、あつていろいろ、宣伝というのですか、周知徹底の方法も御質問でございますけれども、これにつきましても、もちろん、御承認いただきまして、それから日本語の解説書は書かなければいけませんし、それをすべて今度は英訳をいたしまして、雑誌等に載せまして周知徹底を図るとともに、この分につきましても法務省のホームページにも掲載する予定でございます。

また、さらに日弁連を通じて各単位弁護士会に英文のものをすべてお渡しいたしましたので、その会を通じて徹底していただくというのを考えておられます。

○佐々木(秀)委員 二度にわたり、今度は三度目ですけれども、規制緩和を外国法事務弁護士にいつておられることになつておられるわけですが、それにもかかわらず、やはり外国法事務弁護士の活動の範囲というのは極めて限られたものになつておられる。私は、このことは必要規制だろうと思つておられます。業界、経済界などからは、外国法事務弁護士が我が国の弁護士を雇用するということを認めてもいいではないか、そこまできかなければならぬんじゃないかというふうな強い御要請もあつたやに承りますが、しかし、今度の改正でもそこまでは認めずに、共同事業の形態を拡大したというにとどめておられます。

回そこれまで踏み切らなかつた理由及び、日本人の弁護士を雇用できるということについては、今後、宿題になって、まだ規制緩和の方向に向かうのかどうか。この辺について、大臣、もしおわかりでしたら、お答えいただきたいと思ひます。

○下稻葉國務大臣 その議論はかねてから私も承知いたしておるわけでございます。雇用といひますと主従関係があるわけでございまして、雇つた人の指揮命令に従つて雇われた人が動くということとは、実質的には、では、外国人弁護士が日本の弁護士を使つて日本法を運用するというふうなことに相なるわけでございまして、それは、刑事事件なり民事事件なり、そこまで踏み込んでいいのかわりかというふうなところで、例の研究会でも議論されて、そこまではなかなか踏み込みにくいというふうなことだつたというふうに私は承知いたしております。

私自身も今回の法律の問題についていろいろ考へてみましたが、日本の司法、特に、その中における弁護士会の今日までの伝統なりなんなり、日本の司法の中におけるいろいろのバランスの問題、国際的ないろいろの要望のあることもよくわかるわけでございますが、やはり現在の我が国における司法の立場を国内外のいろいろの要素とぶつつけてみて、調整をとれば、今回お願いしている法案に決着するんじゃないかならうか。研究会の結論もまたそういうふうなことであつたというふうな思ひ方でございます。

○佐々木(秀)委員 この制度が実施をされてから今日まで、十年を超えたわけですが、十一年目に入りますか。法務省から出されております資料で見ますと、法律施行後の翌年の昭和六十三年三月段階で、外国法事務弁護士としての登録を認められた方が三十一名だつた。本年三月二十五日現在でこれが八十七名ということでありませう。

この途中の人数の増減の推移などもここに出てくるわけですが、当初、鳴り物入りでこれがうたわれた、また議論をされた割には、登録者の数というのは割合多くないように私は思ひます。

すね、現在百人になつていないわけですから。特に、平成三年のときには七十八名でありましたのが、翌年の平成四年では七十九名というように一人しかふえていない。それから、逆に、平成五年になると七十八名で一人減つています。それから、平成六年七十九、平成七年で、これもまた一人減つて七十七、平成八年は七十七で同数、平成九年で三人ふえて八十名、本年の三月で八十七名ということですが、ここで七名の増加があつたということになるのですが、どうも余り多くないようですね。殊に、途中で減つていくというのは、これはどういうことなのか。

先ほどお話がありましたように、外国法事務弁護士についても、懲戒があつたり、あるいは登録の取り消しということもあつたりする。あるいは、本国に帰つて、その登録を自分の方から取り消すというふうなこともあるのかと思ひますけれども、それとの関係で、例えば、この間に、外国法事務弁護士についての不祥事の事例といひますか、あるいは懲戒の事例といひますか、含めてですけれども、その辺について、法務省としての程度を把握なさつておられるか。

それ、登録者の数がこれぐらいというのですから、これは、登録して、やはりはねられた人もいるのか、大体登録した人は認められてきていますのか。つまり、登録申請者と登録承認者の数の関係でどんなふうになつておられるのか、卑近の例で結構ですけれども、それも含めてお話しください。

○山崎(潮)政府委員 数の変更でございますが、今、委員御指摘のとおりでございます。この四月三十日現在でございますと、一名減りまして八十六という数字になつております。これはそれぞれ、派遣する国が幾つかございませうけれども、そのローファームとか、そういうところの都合によるということもあるわけでございます。また、個人で来られておられる方もございませうけれども、今の日本の経済状況を見ますと、果たして十分にやつていけるかどうかという問題もございませう。さまざまな要因がありまして、ふえたり減つたりを繰り返している。

ただ、大きなところは、ローファームからこちらに派遣されておられて、三年ぐらいたしたしまつた転勤ということで戻りますので、そうなりますと、そこで人がかわるだけであつて、人数はそれほどふえないという実態にもあるようございませう。

それから、懲戒の件でございますけれども、私も承知している範囲では、一件ございませう。この事案は、日本における事務所を閉鎖して本国に帰国したわけでございますけれども、その際に、日弁連の登録の取り消し手続をとらなかつた、ほつたらかしたままで行つたわけでございます。そうしますと、会費納入義務がそのまま継続して、これが未納であるということから懲戒の事由になつたわけでございます。どうも、本人にいろいろ連絡をとつたようございませうけれども、会費を払うつもりもないというふうなようございまして、相当強硬だつたわけでございます。最終的には退会命令ということで決着がついたようございませう。

こういうような点が一件報告を受けておりますけれども、それ以外には承知しておりません。それからまた、申請があつたのに登録の関係で却下をしたかどうかという点でございますけれども、これは、いろいろ実情を申し上げますけれども、下を願つた方はおられますけれども、最終的に、私どもの審査の方でパスをした方がみんな日弁連の方に入つておられるということで、却下の例はございませう。

○佐々木(秀)委員 ですから、こういう数の変更を見るも、もちろんこれは、我が国あるいはその当事者の自国との経済関係ですとか経済事情だとか、そういうことからこのニーズがどうなのかというところで、また数字が違つてくるのではないかと思うのです。それと、人をして言わせば、まだ規制がきつからこれを緩和すればもつとふえらんかという言い方も、どうも経済界などからはあるようございませう。

今度の規制緩和によつて、それではこの人数が大幅に、登録申請というものがふえてくるんだらうかという、先ほどもお話があつたように、むしろ我が国の経済事情が悪いというようなこともあつて、今月も一人減つたなどということも考えらる、今度の規制緩和でそんなにふえてくるのかな、いささかその辺もはつきりしないようなところもあるように思われるのですが、この辺は法務省としては、今度の規制緩和でやはり登録申請がふえてくるだらうというふうな見込みはあるのですか。

○山崎(潮)政府委員 ただいま申し上げましたように、人数の増減、これからの予想というのは極めて難しいところがございます。私も、今回の改正によりまして国際色豊かな方が入つてきて、その観点から、日本の依頼者、これもいろいろチヨイスができて、そういう面ではサービスが非常によくなるだらうというふうには思つておりますけれども、人数がどれぐらいふえるかというのは、必ずしも法律を変えたからといつてそうなるものではない。さまざまな情勢に影響を受けるというところでございまして、私も、今後、徐々にはふえていくだらうというふうには予想しておりますけれども、爆発的にふえるというところは予想しておりません。

○佐々木(秀)委員 時間が来たようでございますので、終わりたいと思ひますけれども、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、この外国法事務弁護士も我が国の弁護士会に入会をして、それで、今もお話がありましたけれども、一定の会費を払う、そういう義務づけがあるわけですね。同時に、弁護士会が発言もでき、あるいは議決権も行使できるといふような権利も持つわけですね。今のところ全体で百人まで至つていないわけですが、将来的に、こういう外国法事務弁護士が非常に多くなると、この人たちがむしろ一種のグループをつつたりして、弁護士会の運営にも一定の発言権を持つというところだつて考えられないわけではない。

すので、その点はどこで行おうと等質のものという理解で今回広げているわけでございますので、それもいいということになるるかというふうな理解しております。

○西川(知)委員 それはよくわかりました。

そこで、先ほど別の委員からもちよつと指摘があったと思うのですが、外弁というのちよつと実態がおわかりにならない方もいらつしやるので、ちよつと説明しますと、例えばニューヨークで資格を取った人がいろいろなところで経験を積んで、また日本でも、例えば渉外事務所雇われて何年か経験を積んだ結果、特に英語ができるという点で、いろいろな契約のレビューとか意見書の英語で書く前提をつくらせるとか、そういうことをやつて、実際には、その中心になつて交渉をしたりますのは日本の弁護士、これが、その人たちがつくつたいろいろなレビューの結果とかメモとか、そういうものを参考にしつづつやるわけでございます。

基本的にアメリカとかイギリスの弁護士事務所というのは、裁判手続をやる部門と、いわゆるファイナンスならファイナンスをやる部門と、その中でも、飛行機の関係をやる人と船をやる人と、あと特許をやる人と、もう全部分かれていまして、それぞれ三十人ずつぐらいいて、何人かのパートナーがそれぞれのヘッドとしていまして。

初めの二年間ぐらいはそれぞれローテーションで回されるわけですが、その後はずつと同じ部門でやるというのが通常でして、例えば航空機のファイナンス、これは私の専門分野だったのですが、その弁護士というものは、もう裁判の手続はほとんど知らない、ほかのことは一切知らないという人が大変多い。そういう人たちが日本に来て仕事をしたい、そして外弁の資格を取る、こういう場合もあり得るわけです。

そうすると、ちよつと心配する点は、先ほど指摘がありましたけれども、いろいろな法律、弁護士の役割がいわゆるリーガルビジネスであると

いうことで、人権とかそういうことについて、またいろいろな法倫理のことについて、若干そういうトレーニングが十分になされていないというところは、これは事実として指摘をしておかないといけないことだと思つておられます、この辺のことをどういうふうな調整をしていくのか。

また、例えば、いろいろな倫理問題についても、これは弁護士会の方の倫理規定に任ずるのか、それとも何か特別の方法を考へるのか、この辺のところを、自己責任の原則とはいはいますもの、そういう新しい時代に入つて、新しいカテゴリーのそういうリーガルビジネスが弁護士の役割だと思つてやってくる人もたくさんいるわけでございますから、その辺についての国民の権利義務との調和をどういうふうな基本的な図られるつもりか。これは大臣でも山崎さんでも結構です。

○山崎(潮)政府委員 この倫理の問題に関しては、我が国の外国法事務弁護士は日本弁護士連合会、日弁連に加入するわけですが、また単位弁護士会にも加入するわけでございます。加入して、外国の特別会員として活動するわけでございますが、そうなりますと、やはりこれは弁護士の弁護士自治の問題がございまして、それにまつて法務省が何らかの監督を行うということはなかなか今の法制の中では難しい状況にございます。

結局は、その日弁連の方のいろいろ監督、懲戒の問題にゆだねざるを得ませんけれども、それが品位を辱めるいろいろな行為になりますと、私どもとしても承認を取り消すという事態にもなるわけでございますので、そういう点で、なるべく、そういうおかしな情報があった場合には、我々も早く察知して、必要な手当ては日弁連の方でも行つていただきたいし、我々としてもそういう点については留意しながら活動していきたいというふうな思つております。

○西川(知)委員 その関係で、日本の弁護士が外弁を雇つて、その人の給料は、例えば歩合制にする、もうかつたうちの何%はあなたにあげます、こういうようなことを実質的にやつていよう

ところも実はあるわけですが、これが法的に問題にならないのか。いわゆる共同事業の脱法行為等にならないのか。その辺のことについて法務当局の御意見をお尋ねしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 残念ながら、私ども、そういう例があるというのは、今委員の御指摘で初めて知つたわけでございまして、実態としてそういうものがあるという事は承知しておりません。ですから、仮定の話になるかと思つておられませんが、結局は、特定共同事業を行う場合は、これは組合契約でございまして、基本的にはその当事者間の定め方によるということになるわけでございまして、特段これを規制する定めはないわけでございまして、ただ、それが実質的に外国法事務弁護士が日本弁護士を雇うと同じようなものになるといった場合には、それは脱法行為と認められる場合もあるかと思つておられます、それは事案いかん、内容いかんによることだというふうな理解しております。

○西川(知)委員 実は私、特定共同事業の実態は非常によく知つておられるわけですが、大きな弁護士事務所がアメリカとかイギリスから進出してきておりました、実際そういう人たちがする仕事というのは、ファイナンスの仕事とかM&Aの仕事とか、基本的にはファイナンスの仕事が一番多いわけですが、それもこれぐらいの契約書を一晩か二晩ぐらいでつくつて実際に交渉をするというところで、しかも典型的ないろいろな契約が多いわけですから、ドキュメントもばつと一日でつくられるような体制をニューヨークとロンドンと日本とで連携してつくつていまして、そういうのが実態でございまして。

そうすると、そこで中心になつてやつていのは実は外弁でして、日本の弁護士は、これは日本法上何か問題があるかということだけチェックをするという形式をとつていまして、また、日本のお客さんですと、最初に日本の弁護士が同席をする、交渉の二回目からずつともう一切出てこない、後はサインのときだけ出てくる。

○山崎(潮)政府委員 たいま御指摘の点、法制上、私ども、二年ごとに業務と財産状況の実態と

こういうことで、しかも、さつき申しましたようにリビートが多いわけですから、日本法上のどういふ問題があるか、税法上どういふ問題があるかとか、そういうことは、一回やれば大体わかるわけで、いわゆるファイナンスの世界というのは、ニューヨーク法でやつても英法でやつても日本法でやつても、契約の有効性ということについてはほとんど変わらないわけです。その執行の段階で若干変わるところがあつて、あと九〇%くらいは同じであるということ、一、二回日本の弁護士のリーガルオピニオンをもらつておけばあとはもう自分たちでできるということ、実際に自分たちでほとんどやつていまして、私はそういうことをやりませんが、自分で契約で交渉して、航空会社とかメーカーの代理でECとかアメリカの弁護士が入つてやつておりました、具体的にはそういうケースが非常に多いという点で、これは果たしてその特定共同事業の趣旨に合つていのかどうか。

実態はそういうことでございますので、それもある意味では、今言われたように、外国の弁護士事務所が日本の弁護士を雇つて、また単独でやつていられるのがたくさんある事実であるというの辺についてよく実態調査をされて、そういう法の趣旨から実際に離れたことが行われてないかというのを調査してよく見ていただければというふうな思つていまして、大臣、その辺の御意見をお伺いいたします。

○下福業(務)大臣 訴訟に関しては、これはできないわけでございます、今おっしゃつていのはファイナンスとか商取引等々だろうと思つて、十分関心を持ってまいりたい、このように思つていまして。

○西川(知)委員 山崎政府委員の方からもちよつ

れども、それ以外に、通常は、全部弁護士会の方がいろいろ実態を把握しております。私ども、直接知り得る立場にはございませんけれども、いろいろ今御指摘の点も踏まえまして、関心を持って、日弁連の方にもいろいろ資料を提供していただければ、そういうもので実態をきちっと把握していただきたいと考えております。

○西川(知)委員 そういうファイナンスで実際にこういう日本の弁護士でやっているのは四、五人でございます。弁護士会の方のそういう委員をやっている方は、渉外をやっているといつたもの、実際にタッチされていない方々がほとんどでございますので、積極的にその辺のところを調査していただければというふうに思います。

ところで、黒目の外弁というのが御存じのようになりまして、これは、日本の司法試験が非常に難しい、ところが、こう言っちゃ大変失礼ですがけれども、アメリカの方はそれに比べてと格段に易しいというところで、アメリカならアメリカに渡って向こうで弁護士の資格を取って、日本語はべらべらである、当然のことながら、日本人ですから。そして、ほとんど経験が何もないというところで、そういうような日本人の外弁が日本に来て、そして、例えば資格を取ってまた特定共同事業に参加をする、こういう例も見受けられるわけです。

それはそれで、法制上はいいんでしようけれども、ちよつと懸念していることは、例えば、アメリカのニューヨークでその資格を取ったといつた人が、自分はニューヨークの弁護士であるといふに書いて、経験は何もないのに日本に来るといつた場合、お客さんの方は、企業の方とか消費者の方は、そういうことをよく知っているんじゃないかというふうに思つて、まあ日本語もしゃべれることだし頼みに行く。ところが、その結果は大変悪かつたということで、企業の方が非常に損害をこうむるといふようなこともたくさんあるわけです。

ですから、そういう実態を伴わないような肩書で自由にな乗るといふことが果たして消費者、ま

たクライアントを保護する意味で果たして妥当なのかどうかということについて、これは、すぐ結論を出すことは非常に難しいと思つたので、ここでは結論というものは求めませんが、一度ちよつと検討していただきたいというふうに思つております。大臣、いかがでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 たいだいま御指摘の点、我が国でも同じ問題がございます。仮に、弁護士会に登録をいたしましたして、活動してないとしても入会してきてきちつと会費を納めていれば名乗れるはずでございます。それが、では海外へ行つて日本の弁護士だと言えらるかという問題、同じ問題かと思つた。なかなか法制上は難しい点はあるかと思つた。確かに依頼者を惑わせる、この点は避けなければならぬという問題がもう一つございます。ですから、どういふ仕切りが可能なのか、あるいはできるのかできないのか、ちよつと検討はしてみたいと思つております。

○西川(知)委員 大臣、いかがですか。○下福業国務大臣 もともと外国法弁護士の資格がないわけでございますから、日本においては、それは潜りでございます。ですから、その辺のところは、今調査部長も、政府委員も申し上げましたが、資格のない人がそのような活動をやっていくというところは、これは違法でございますから、何とか十分対処できるような方法を検討してみたいと思つた。具体的にはまたそういうふうな方を御存じなら教えていただければありがたいと思つた。

○西川(知)委員 それから、日本の渉外事務所も、大規模なところがどんどん出てきて、私が二十年前に研修所を卒業してそういうところに入つたときは、まだ五百名の中で二人とか三人とかその程度だったんですが、今は何人か気が高くて、何十人とかいう規模で、一つの事務所で七、八人入るといふことも現実だといふふうに聞いております。

実態を見ますと、こう言つちやなんですけれども、英語ができるかどうかということが非常に大きく左右されて、例えば有報、有価証券報告書、これをつくるときの翻訳をやつたり、契約書の、合併契約の翻訳をやつたり、そういうことをやつて、それも自分たちではやらずに、どこかの英文科を出た翻訳のセクションの女の子にやらせて、それを最後に、見たことにして、さつと見る。ただ、一年目とか二年目とか、留学をする前の弁護士の英語の能力というのは、そういう翻訳をして、英文科を卒業した人よりは劣つていますので、正しいかどうかよくわからないといつて、大体そのままさつと通つてしまふ。上のパートナーの方に行きますと、そんな細かいことはやつてられぬといふことで、さつと見て、そしてお客さんにこうですと言つて出す。

翻訳料は、タイムベースでやるわけですから、幾らかかるといふもの大体三倍か四倍くらい取つて立るとときに、司法書士の資格のない人に実際はやらす、それで、最後だけ弁護士が見て判を押すといふようなことが実態として行われている。こういうことで、ちよつとこの点も事実として指摘しておきたいと思つた。これは、最後は、その人が見たこと、判を押したといふことで、それでいいのかもしれないが、実態はそうではない。最後は自分が法的責任を、損害賠償とか、うまいかなかつたらとるからいいというふうなもので、実態は、これではなかなか弁護士として、さつき言つた倫理観とか、脱法行為的なことになつていっているのではないかと考へられる。さつき言つたところも、やはりもう少し実態の方を十分チェックしていただいて、何か間違いないか、これは、是正するなり指導をしていただくなり、そういうことをやつていただきたいと思つた。まず、政府委員の方から。

○山崎(潮)政府委員 たいだいま御指摘の点、我が国でも同じ問題がございます。仮に、弁護士会に登録をいたしましたして、活動してないとしても入会してきてきちつと会費を納めていれば名乗れるはずでございます。それが、では海外へ行つて日本の弁護士だと言えらるかという問題、同じ問題かと思つた。なかなか法制上は難しい点はあるかと思つた。確かに依頼者を惑わせる、この点は避けなければならぬという問題がもう一つございます。ですから、どういふ仕切りが可能なのか、あるいはできるのかできないのか、ちよつと検討はしてみたいと思つております。

○西川(知)委員 大臣、いかがでしょうか。○下福業国務大臣 政府委員と同じ気持ちでございます。○西川(知)委員 そこで、特にお願ひしておきたいのは、そういう渉外事務ばかりやつていて代表のところに聞かれますと、そういうことはないと外弁問題研究会の構成員ではないようなところから実態調査をしていただきたいというふうなところは、申し添えておきます。

そこで、ちよつと私も、実際にそういう渉外の仕事をやつておりましたときに、この外弁の問題といふのはどこまで許容されるのかといふのは、いろいろ大変なことがあつて、これが所内での非常に大きな話題になつていて、どうしたらいいのか、もう外弁で全部やられるのじゃないかと、そんなことを考へていたわけなんですけれども、この点について、ヨーロッパとかアメリカとかいろいろのところから要請があつたり、ある意味で外弁といふものがあつたような気がするわけです。

やはりこれは、外弁でやるというよりも、これからの日本が、日本の新しい、金融ビッグバンもこれからどんどん起りますから、国際化時代を迎えて、日本の弁護士制度がどういふふうにあるべきかといふことを中心として考へていただきたいわけ、外国がこう言つていてからこういふことか、それは、参考意見として聞くことには正しいと思つたけれども、それがなければ開放できないとか、そういうことのないように、先ほど申しましたように、総合的法律・経済関係事務所の構想についても同じことで、日本の消費者に

○西川(知)委員 たいだいま御指摘の点、我が国でも同じ問題がございます。仮に、弁護士会に登録をいたしましたして、活動してないとしても入会してきてきちつと会費を納めていれば名乗れるはずでございます。それが、では海外へ行つて日本の弁護士だと言えらるかという問題、同じ問題かと思つた。なかなか法制上は難しい点はあるかと思つた。確かに依頼者を惑わせる、この点は避けなければならぬという問題がもう一つございます。ですから、どういふ仕切りが可能なのか、あるいはできるのかできないのか、ちよつと検討はしてみたいと思つております。

○下福業国務大臣 政府委員と同じ気持ちでございます。○西川(知)委員 そこで、特にお願ひしておきたいのは、そういう渉外事務ばかりやつていて代表のところに聞かれますと、そういうことはないと外弁問題研究会の構成員ではないようなところから実態調査をしていただきたいというふうなところは、申し添えておきます。

そこで、ちよつと私も、実際にそういう渉外の仕事をやつておりましたときに、この外弁の問題といふのはどこまで許容されるのかといふのは、いろいろ大変なことがあつて、これが所内での非常に大きな話題になつていて、どうしたらいいのか、もう外弁で全部やられるのじゃないかと、そんなことを考へていたわけなんですけれども、この点について、ヨーロッパとかアメリカとかいろいろのところから要請があつたり、ある意味で外弁といふものがあつたような気がするわけです。

やはりこれは、外弁でやるというよりも、これからの日本が、日本の新しい、金融ビッグバンもこれからどんどん起りますから、国際化時代を迎えて、日本の弁護士制度がどういふふうにあるべきかといふことを中心として考へていただきたいわけ、外国がこう言つていてからこういふことか、それは、参考意見として聞くことには正しいと思つたけれども、それがなければ開放できないとか、そういうことのないように、先ほど申しましたように、総合的法律・経済関係事務所の構想についても同じことで、日本の消費者に

の企業等の要請によりどのくらいの人数が相当とお考えなのか。この辺をお尋ねしたいと思います。
○山崎(潮)政府委員 本年の四月三十日現在で申し上げると、八十六名でございます。

これが多いのか少ないのか、それから、どうしてふえないのかという問題等ございすけれども、これは、幾ら門戸を広げても、現在日本で弁護士が大都市に偏在すると同じような問題がございす。やはり、そこで法的なニーズがどれだけあるかということ、そのときの社会情勢、経済情勢、こういうことにも影響を受けるわけございまして、なかなかそのところははっきりしたことは申し上げられない、理由がどうしてかというのはよくわからない点でございます。

それから、今後の予想というのは、これは、裁判所法、司法試験法の関係で御審議をいただいたときも、ではこれからどのぐらいが適当かという御質問もございましたけれども、なかなかこれも申し上げるのは難しいわけでございます。特に、外国の弁護士から見れば日本における法的需要の問題でございますので、視点を私どもの方で把握するというわけになかなかいかないとございす。ただ、言えることは、徐々にふえていくかもしれませんが、今の状況、十年間見えておりますと、そう爆発的にふえていくという傾向にはないだろうというふうに考えております。

○濼原委員 それでは、今回の法案に即して、まず職務経験の要件の緩和についてお尋ねします。現行の外弁法は、職務経験を五年以上、こうしておりますが、これは、いわゆる外弁の能力、資格、倫理等を保証する、こういう趣旨で三年にしようというところでございますが、経団連とかあるいはアメリカ、ヨーロッパあたりから、むしろ職務経験そのものを廃止してどうかという強い要請があると聞いておりますが、今回、この職務経験を三年にしても、三年以上というところで残した理由についてお尋ねしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 確かに、外国法事務弁護士

の能力、倫理等については依頼者の判断に任せていいではないかという意見はございます。ただ、これは、外国法事務弁護士を受け入れるにつきましても、我が国で改めて試験をやるわけではございません。それは、ほかのところで試験に合格された方、その資格を一定の要件として受け入れるわけでございます。そうなりますと、やはり、私もが試験をしてオーケーと言ったわけではございませんので、そういう関係から、試験に受かり向こうで一定の経験を要求するということがどうしても必要になってまいります。

特に、依頼者の保護という点を考えますと、依頼者は、では情報収集能力とかあるいは判断能力が十分な大企業だけかということになりますと、法律を制定する以上、それだけを想定するわけにはまいらないわけでございます。一般の個人の方もおられるわけでございます。特に、最近の社会を考えますと、渉外的な結婚とか渉外的な身分関係を持たれる方が大分ふえてまいっております。この方たちの離婚問題、相続問題、いろいろ起こったときに、やはりこれは個人でございます。そういうことを考えますと、依頼者保護の観点から、外国法事務弁護士の能力、資格、倫理等、これを確保する上では、やはり職務経験要件は残さざるを得ない、こういう視点でやったわけでございます。

○濼原委員 今現在、能力、資格、倫理に關してどんなふうな審査をしているのか、その内容を教えていただきたいということ、それから、下限を五年を三年にしたということ、十分その審査はできるのか。この二点についてお尋ねします。○山崎(潮)政府委員 審査の方法につきましては、まず、承認を求めらる者から職務経験要件に關する申述書を出していただきます。それとともに、裁判所、弁護士会、それから弁護士としての雇い人、雇用主でございます。そういう人たちからの証明書等を資料としていただいております。これはもちろん、裁判所、弁護士会というのは、所属するところではございませんで、外国の裁判所、

の能力、倫理等については依頼者の判断に任せていいではないかという意見はございます。ただ、これは、外国法事務弁護士を受け入れるにつきましても、我が国で改めて試験をやるわけではございません。それは、ほかのところで試験に合格された方、その資格を一定の要件として受け入れるわけでございます。そうなりますと、やはり、私もが試験をしてオーケーと言ったわけではございませんので、そういう関係から、試験に受かり向こうで一定の経験を要求するということがどうしても必要になってまいります。

弁護士会という意味でございすけれども、そこからの記述についてまず判断をいたしまして、そこでおおむね問題なければそれで審査をいたしましすけれども、何か疑義があれば調査をするというふうな構造になっているわけでございます。

また、今年五年だから、三年で大丈夫なのかというところでございすけれども、これを三年にいたした理由は、平成六年に、日本におきまます労働提供二年という期間、これはもちろん依頼者に直接法律サービスをするわけではないのですけれども、その母国法についての法律サービスの提供をして、そういうこと労働提供でございます。その二年間を導いたということになりますと、本國におきまます経験は三年でいいということになるわけでございます。これではらくやってみただけでございますけれども、その後に入つてこられた方たちを見ましても、特段その点で支障はないという判断に達したわけでございます。

そういう関係から今回は短縮したわけでございますけれども、これ以上短い期間でその判断ができるかということになりますと、私どもは、そこは難しいだろう、これが今のところの極限であろうというふうにご考えているところでございます。○濼原委員 今労働提供の期間が出ましたが、従来は労働提供期間を二年にしておりましたが、今回は一年を限度とした。今回の改正によつて、職務経験期間は三年以上と短縮したり、あるいは職務経験地も緩和しているわけですね。そういう意味でこのようないわゆる特別措置という、特別措置は本来なくともいいのではないかと、うふうな意見もあると思ひますが、この特別措置を今回残した理由についてお尋ねしたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 これは、そもそも日本における労働提供の期間二年というものは、この外弁法が制定されるときに、その前に日本にいた弁護士さんたちで、日本の弁護士事務所ですね、そこで労働提供してきた方々を救済する意味で、附則で、二年間、今までの経験は算入できるというこ

とで来たわけでございます。それを平成六年に本格導入した、こういう経緯にございす。これにつきましては、日本で、やはり法律事務クライアントとの関係では直接やらないかもしれないけれども、弁護士の指導のもとでやっておりますので、やはり一応の、一定の法律の経験はしているだろう、それから、やはり日本で働きたいという方は、日本の実情をよく理解したい、あるいはわかつてやりたいという方でございますので、やはり日本の実情をよく踏まえた上で外国法の法律サービスをしていただくというところは依頼者の観点に立つてもいいことだということから、これを本格的に導入したわけでございます。また、それによつて特別の弊害もなかったということが一つの理由でございます。

じや、今回なぜそれを残したのかということでございますが、前は五年のうち二年ということになっておりました。今度三年ということに伴いまして、廃止すべきかどうかという問題もちよつと考へたわけでございますが、やはりそういうふうな日本を理解して活躍したいという方を排斥する必要はないだろう、それも弊害がないんだからということに残すことにしたわけでございます。三年になりました、そのまゝ我が国における労働提供期間を二年としますと、日本において正式に弁護士活動をしない期間の方が長くなつてしまふわけですね。これは避けるべきだろうということ、少なくとも半分以上は独立の弁護士として活躍していただきたいという趣旨から、三年のうち一年ということが残した、こういう経緯にございす。

○濼原委員 次に、第三国法に關する法律事務の取り扱ひについてお尋ねしたいと思います。今回の改正で、この外弁の職務権限を拡大して、一定の場合には第三国法に關する法律事務も行えらるというふうにするものでありますが、この外弁の法律事務というのが第三国法にも及ぶという事態は、これはもうこの制度を導入した段階からわかつていたのではないかと。また、そういう事態が

とで来たわけでございます。それを平成六年に本格導入した、こういう経緯にございす。これにつきましては、日本で、やはり法律事務クライアントとの関係では直接やらないかもしれないけれども、弁護士の指導のもとでやっておりますので、やはり一応の、一定の法律の経験はしているだろう、それから、やはり日本で働きたいという方は、日本の実情をよく理解したい、あるいはわかつてやりたいという方でございますので、やはり日本の実情をよく踏まえた上で外国法の法律サービスをしていただくというところは依頼者の観点に立つてもいいことだということから、これを本格的に導入したわけでございます。また、それによつて特別の弊害もなかったということが一つの理由でございます。

十一年前からもう既に発生していたのではないか。これについては今までもどんなふうな取り扱ひ、その第三国法についてはどんなふうな処理をしてきたのかという点についてお伺いしたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 大変痛い指摘でございます。確かに外弁法を導入するときにも、そういう問題点はなかつたとは言えないと思ひます。ただ、外弁法制定当時の前提になりました実態といひますのは昭和五十九年前の実態でございます。そのときは現在の我が国におきます世界との関係、これはやはり大分変わつてきているというふうにも、あるいは認識しております。特に、日本が世界にいろいろ進出する、あるいは世界から日本に来るといふことが激しくなつてきている時代、また今後の時代を考へますと、やはり母国法と指定法以外の特定期間法でございますね、これについても法律サービスをする必要性というのはかなり高まつてきていふふうにも私も理解いたしまして、それで今回導入したわけでございます。

例えば、複数の企業が競合した契約とか、そういうことは大いにあり得ると思うのです、いろいろな開発をする場合、それから、涉外的な問題になりますと、例えば、実体法はニューヨーク州法、手続法は日本法とか、さまざまいろいろあるところに分かれる可能性もございまして。

これで我が国で例えば事件を受理していろいろやつているときに、準拠法がさまざまに国に分かれるという可能性もかなり出てくるわけでございまして。そうなりますと、ある特定の法律だけで、それで済ませるといふことになりまして、それ以外との点については法律サービスがでなくなつて、そこで受任としては打ち切りという状況になるわけでございます。それをまた別途の人にお頼みをするというところになるのは、クライアントにとつてやはり非常に不便なことであるというふうな状況が出てまいつたということから改正に至つたわけでございます。

○漆原委員 今までもそういう事態が生じた場合に

は、外弁はどういうふうにしていたのでしょうか。○山崎(潮)政府委員 もし、別の国の法律の関係が必要であればということ、それはそういう方を紹介して、そちらの弁護士さんのところに行つていただくか、そちらから一種の鑑定書、オピニオンレターをいただきまして、それを依頼者に渡す、こういう関係でその法律については手を出せなかつたわけでございます。渡して放し、あるいは紹介するからそちらへ行つて聞いてこい、こういうような事態になるかと思ひます。

○漆原委員 この第三国法に関する職務権限については、本来依頼者に任せておけばいいじゃないか、依頼者の判断にゆだねるべきであつて、法律で規制すべきではないというふうな要請もあると聞いておりますが、今回、書面による助言を条件に認めたわけですね。この、法的に書面による助言が必要だ、こういう制限を課した理由をお尋ねしたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 やはり基本は依頼者の保護という点にございまして。では、これが書面によらない助言でもいいというふうになつた場合に、助言はこういうふうに言つた、しかも現実に依頼者に伝つたことは若干違つていたかもしれない、そういうときには若干違つたした担保がございまして、ああ言つたところ言つたのだから大丈夫、それがございまして。そういうところに巻き込まれる依頼者というものは大変不幸でございます。

ですから、やはり母国法以外のところの手を出すわけでございます。それはほとんどみな得意な分野でございませぬ。それを得意な分野の人の書面による助言ということに客観的に残しておいて、依頼者にもきちつとその署名等があるものを見せて、こういうことになるからということ、きちつとしたものでやりたいということ、考えたわけでございます。そういう観点から客観性を残したいということでございまして。

○漆原委員 外弁と弁護士との共同関係についてお尋ねしたいと思います。

平成六年の改正によつて、外弁と弁護士の特定

共同事業を行うことができるというふうになつたわけでございますが、この改正のときは、共同事業を許容した場合には実質的に外弁による弁護士の雇用類似の関係が発生することが大変懸念された。そこで、共同事業についての目的を制限して、裁判所における手続の代理等を目的とするとはできないというふうにした経緯があるわけですね。今回この目的の制限を緩和したということについて、弁護士雇用の問題はどのように考えられたのでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 今回、特定共同事業の目的の範囲を広げました。しかし、これは広げたといひまして、今までは、特定共同事業を組んでおりまして、その対象のものが不幸にして裁判といふことになつた場合にはそこでパートナーを解消せざるを得なかつたということによるものでございまして、それが現在でございます。これが導入して非常に使ひにくい、あるいは依頼者にとつても非常に使ひにくい、こういうふうな状況がございまして、私どもとしましては、せつかく導入するならば使ひやすいものになければまずいだろうと。それも依頼者の保護と依頼者の利便という立場を考へてやはり導入せざるを得ないということから、今回、パートナーを組んでおりまして訴訟という問題になつたり、あるいは官公署に申請をしなければならぬという事態になつてもパートナーは解消しなかつてもいいという点で広げただめでございます。

ただし、現実には裁判所で代理行為を行う、あるいは官公署に申請を行うにつきましては、これは日本の弁護士が行うのであるという点は全く変わつておりませぬ。

そういう点から、私どもとしては、制度のスキームを大幅に変えたものというふうには理解はしていません。いわゆる特定共同事業に関しましては、日本の弁護士は五年以上の経験を有する者でなければならぬ、この点については維持をしております。

また、いろいろ濫用があらうかという御心配もございませぬけれども、そういう点については、これは当然日弁連の監督に入つていられるわけでございますので、いろいろ脱法的な問題があるということならば厳正な懲戒で対応していく必要があるのかということ、一応の制度の外縁の保障はしておりますので、大きな濫用の心配はないというふうには理解しております。

○漆原委員 この問題でもアメリカ等から弁護士雇用の禁止は撤廃すべきだといふ要求があると聞いておるのですが、今回、法務省はこの弁護士雇用の禁止は維持すべきだといふふうに考へたわけですね。その理由についてお尋ねしたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 雇用の禁止の関係につきましては、確かにそのような強い意見がございました。現在、外弁法が採用しておる原則は二つございまして、日本人弁護士が外国法事務弁護士を雇ふことができるというのが一つのルールでございます。それからもう一つは、外国法事務弁護士が日本人の弁護士を雇ふことができない、こういうふうな二つ書いてございます。その大きな違いはどうかということでございますが、日本の弁護士は、司法試験に受かりまして司法修習を終わりますと、我が国で裁判等を行う限り、法律サービスを行う限りは、どこの法律に関してもすべてサービスマンがございまして、ある意味ではオールマイティーの権限を持つておるものでございまして。これを仮にニューヨーク州の弁護士を例にとつて申し上げますと、ニューヨーク州の弁護士が我が国で外国法事務弁護士になるとしまして、原則はニューヨーク州の法律、あと指定法があればそれだけという形になつております。ですから、非常に狭い範囲しか権限を持つておりませぬ。そうしますと、雇う方が広い権限を持つて、自分ができることの一部を任せ、それで雇うというのは可能でございます。それは何も問題がないというふうになります。

逆の場合を考へますと、今度は狭い範囲の、

ニューヨーク州でしか法律のサービスができない者がオールマイティの弁護士を雇うということになりますと、自分のできないところまで手を出すという関係になってしまうわけでございます。それに、ニューヨーク州の法律についてサービスをするのにわざわざ日本人の弁護士を雇うという意味もよくわからないというようなことが基本にございまして、やはり雇用の禁止という問題は解禁はできないという結論に達したわけでございます。

○添原委員 最後にもう一点だけお尋ねしたいのですが、今回の改正で共同事業の範囲が大幅に拡張されたわけですが、弁護士雇用の禁止を何か制度的に保障する措置を、今現行法でどのような措置がとられているか、お尋ねしたいと思っております。

○山崎(潮)政府委員 外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇うというふうな実質にならないような制度的担保をございしますが、それにつきましては、先ほどちょっと申し上げたかと思っておりますけれども、まず、現在の特定共同事業に關しましては、組み合わせる日本人の弁護士は五年以上の経験がなければならぬということが第一点でございます。それから、外国法事務弁護士につきましても、日弁連あるいは単位弁護士会に加入をいたしました。そういう関係から監督あるいは懲戒ができるということになります。それからまた、特定共同事業につきましては、その業務内容につきまして日弁連の方に全部届け出を出すという制度になつておりました。そこで詳細を全部把握できるということになっております。

○山崎(潮)政府委員 最後にもう一点だけお尋ねしたいのですが、今回の改正で共同事業の範囲が大幅に拡張されたわけですが、弁護士雇用の禁止を何か制度的に保障する措置を、今現行法でどのような措置がとられているか、お尋ねしたいと思っております。

○山崎(潮)政府委員 最後にもう一点だけお尋ねしたいのですが、今回の改正で共同事業の範囲が大幅に拡張されたわけですが、弁護士雇用の禁止を何か制度的に保障する措置を、今現行法でどのような措置がとられているか、お尋ねしたいと思っております。

きにも質問に立たせていただいたのですけれども、そのときに引き続きまして、今回も次のような問題意識に立つて質問をさせていただきたいと思っております。

それは、今後、日本が政治、行政、経済、社会、すべての分野でそのシステムの改革を大きく進めていくに当たって、やはり量的、質的な法曹の充実ということが非常に重要なのではないかと、問題意識をございします。

まず、法曹の人口を量的に拡大する中で、その質の向上、多様化等を図りながら、個人が自己責任原則に立つて自由にそしてルールにのっとって行動し、事後的なチェックによつてその行動の正しさが担保されていくような、そういう社会にしていかねばならない。

この行革委員会の規制緩和と小委員会の報告で、この外国法事務弁護士制度の改正についてこういう法曹の量的、質的な充実という観点から取り上げられているわけですが、ここでポイントになるのは「競争を通じて質的な充実」という考え方だと思つてます。競争ということですから、法曹人口が少ない場合には競争が起こらないわけでありまして、競争が起こらなければ、競争という観点から取り上げられる人も出てくるかもしれない、それが競争ということだと思つてますが、法曹の量的な拡大を行う中で質的な充実も図られるのだという考え方についての報告書にあると思つてすけれども、その点についての政府の考え方、法務省の考え方を伺いたいと思つてます。

○下福英國務大臣 委員御指摘のとおり、平成九年十二月四日、行政改革委員会の規制緩和と小委員会の最終報告書で「競争を通じて質的な充実を促進する」という観点から、「外国法事務弁護士に関する一層の規制緩和を図ることの必要性を主張してきた」というふうな述べておられます。その前に増員の問題がございまして、その報告書の中にも「法曹人口の大幅増員」と「外国弁護士への受入に関する規制緩和」との二つが答申の中に出ておるわけでございます。

我が国の弁護士と外国法事務弁護士の双方が、よりよい法的サービスを提供することができるよう、互いに切磋琢磨し、国民のニーズにこたえていくべきことは当然であると思つてます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、外国弁護士受け入れ制度は、我が国の司法制度、特に司法制度の一翼をなす弁護士制度に深くかかわる制度でございます。そのため、外国法事務弁護士の制度は、内外の諸情勢を踏まえた上で、依頼者保護等を図りつつ我が国の司法制度に適合した制度であるべきもの、こういうふうな認識いたしております。競争を通じての質的な充実というふうな方向もこういうふうな中で解決していくべき問題である、このように認識いたしております。

○山崎(潮)政府委員 今の点に關連しまして、先ほど佐々木委員からの質問にもあつたのですけれども、平成九年十月三十日に出ました外国弁護士問題研究会の報告書、こちらの方で、さつき佐々木委員の質問の中でも引用されたのですが、まず前段「内外の諸情勢、特に規制緩和を要する踏まえ」と云々、ユーザーの立場あるいは法律サービスの提供、そういう観点から選択肢が広がって、ユーザーにとつてよりよい法律サービスが受けられるようになるのじゃないかと言つて、後段「ただし」で外国弁護士受け入れ制度は、我が国の弁護士制度、司法制度の中に位置づけられなければならない、そういうただし書きがついておるわけでありまして、この外国弁護士問題研究会の報告書のこの部分

の趣旨ですけれども、「競争を通じて質的な充実」という規制緩和と小委員会の考え方を認め、ユーザーの立場とか法律サービスとか、そういう経済の世界に使われるような言葉を使つておられる点は、基本的にはそういう市場経済的な考え方を認めた上で、「ただし」ということを言つておられるのだと、法制度との適合性ということを言つておられるのだと思つてすけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 基本的には、外国弁護士問題研究会、両方に配慮した形はとつております。ただ、私が今まで両者を経験してきた感じから申し上げますと、外国弁護士問題研究会の方につきましては、やはり依頼者の保護とそれから司法制度との適合性という方にかなり重きがかかつておられるというふうな理解をしております。

また、規制緩和と小委員会の方の結論につきましては、こちらは基本的には規制緩和を行つて、それは個人個人が自己判断で動いていく世界を予想しておりますので、そういう場合に、いろいろな規制を全部取り払つて自由にさせる、そういう立場から言われておられます。抽象的には目指しているところは同じと言えども、現実的には足のかかりというか出発点は、大分反対側からスタートしているのではないかと、こういうふうな考え方をいたします。

○山崎(潮)政府委員 今の答弁の中にも依頼者保護というのが出てきたわけですが、この依頼者保護という考え方は、ある意味で競争を基本原則にしていくというものに歯止めをかけるという考え方、その反対側の方から歩み寄つていくような観点だと思つてす。

るのですけれども、まだ維持していると。

この点、競争という観点を重視すれば、職務経歴要件の撤廃ということも考えられると思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 確かに、競争を通じて質的なレベルを上げるといふ観点に立てば、その方がいろいろな方が来られて多様なニーズにこたえられる、そういう面を強調されているところはあろうかと思ひます。

ただ、どうしても依頼者が選ぶという立場と、今度は依頼者を保護しなければならぬという立場がございます。

これは、依頼者が本当に法律をよく知っていて、いろいろ情報能力あるいは判断能力がある程度できるといふ前提に立ちますと、確かに今おっしゃられた問題が出てくるわけでございますが、そういうような判断ができる我が国の例えば大企業だけが対象かと言われますと、必ずしもそういう弁護士の情報すら持っていない、いわんや外国法事務弁護士の情報も持っていないというところもかなりの程度あるわけでございます。また、個人個人にとつて考えますと、普通に生活をしていていろいろ法律問題に關与するということは滅多にないことでございます。

そういう点からまいりますと、すべてのクライアントがある程度正しい目を持って選べるという体制にはまだなっていないという前提をきちつと把握せざるを得ないだろうということから、今回は、やはり依頼者保護という観点、これをきちつと維持すべきだということから、職務経歴要件については維持をする、こういう選択をしたわけでございます。

○達増委員 職務経歴要件に関する質問、また後でしたいと思ひますが、その前に、今回の改正案の中で二番目のポイントとしては、一定の要件の下で、第三国法に關する法律事務の取り扱いを外国法事務弁護士に認めたところであるわけであり、まずけれども、その第三国法の専門家による書面

による助言があれば、第三国法に關する法律事務も取り扱つてよい。

確かに、さまざまな国の法律が並行的にあるいは關連してくるような、そういうビジネスですとか渉外関係ですとかを扱うときに、一人で複数の国の法律事務を行う、そういうニーズも出てくるわけでありまして、これと同じ論法であれば、一定の要件の下で、例えば書面による助言等を条件として、日本の法律に關する法律事務についても、外国法事務弁護士が取り扱うことを認めてもいいということになると思ひますので、この点、いかがでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 確かに、そういう論法でいくと、そういう問題が出てくるわけでございます。ただ、この問題に關しましては、そもそもこの外弁法自体の枠組みの問題に大きく影響してまいりまして、これは諸外国から日本において諸外国の法律サービスをしなさいということから、この外弁法が導入になつたわけでございますが、その外弁法が導入になつたわけでは日本が行うのだから、その外弁法に關しては日本が行うのだということが大前提になつております。

その外国法事務弁護士は、自分の母国法あるいは指定法、その範囲について法律サービスをすることができる、こういうふうな大きな仕分けができておりまして、その中で陸路となつておりましてそれ以外の特定外国法に關してどうすべきかという議論をしたわけでございます。

これを、じゃ書面による日本人弁護士の助言があればやってもいいということになりますと、そういう条件はありながらも、外国法事務弁護士はオールマイティーの権限を持つて日本に入つてくるということになりまして、ちよつとその枠組み全体を変えるのはなかなか困難であるというのが一点と、それから依頼者の立場にとつても、わざわざ日本法の点についてサービスを受けるのに外国法事務弁護士にお願いをするというニーズが果たしてあるのかないのか、それなら直截に日本の弁護士に聞いたらいかかという問題になるわけでございますので、その辺のニーズもあり得ない

だろうというふうな考へているところでございます。

○達増委員 今回の改正案の三番目のポイントは、特定の共同事務に關して、目的の制限を緩和したところなんですから、規制緩和と小委員会の報告書では、外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇用することを認めてほしいということだったわけでありまして、外国法の例ですと、外国法事務弁護士と弁護士のパートナーシップがその国の弁護士を雇用するという、例えばアメリカにそういう例があるわけでありまして、今、そういう共同事業がさらに弁護士を雇用するというのを認めなかつたのはどうしてなんでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘のパートナーシップでございますけれども、これは英米で行われておりますけれども、これは一種の法人化、法人的な地位を与えられておりまして、その法人が事件を受任する、あるいは法人で不動産を購入する、こういうことが可能な世界でございます。日本の資格制度につきましては、弁護士のみならず、ほかの資格制度につきましても、すべて事件は、例えば共同事務所をやつても、個人で受けるという建前になっております。共同事務所を仮に設けていたとしても、共同事務所を不動産を購入するということはできない。個人個人でやる、あるいは共有で取得する、こういうような法の建前になっていくわけでございます。したがって、そのパートナーがまた弁護士を雇うとかそういう法律関係はない、個人で対処せざるを得ないということになります。

ですから、仮に特定共同事業を日本人とニューヨーク州の弁護士が組んでいたといたしまして、これは日本人の弁護士が弁護士を雇う、個人が個人を雇う、こういう関係になります。外国法事務弁護士、ニューヨーク州の弁護士が日本人の弁護士を雇うことは、これは禁止されておりますので、そちらの関係はできない。ですから、パートナーである日本人の弁護士が日本人を雇う、こういう

関係なら可能である、こういうふうになるわけでございます。

○達増委員 關連しての質問なんですが、先ほど西川委員からの質問で、経済、会計や税務も合わせた総合的な法律事務所というのが便利なので、そういうのはできないのかという質問があつたのですが、そもそも今の段階では、日本の法律事務所は法人とは認められていないということでの今の答弁だつたと思ひます。法律事務所については、一人一人の権利を守る、そういうじつくりときめ細かに対応していかなければならないような性質の法律事務所があると思ひますが、逆に大量に迅速に処理をしていかなければ、逆にそれ以外の、いろいろな権利関係とか人権とか、そういうところの関係はビジネスの世界とか、そういうところの関係があると思ひますが、我が国においても法律事務所が法人化を認めるということは検討されていると思ひますけれども、この点についていかがでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 委員御指摘のとおり、やはり世の中が高度複雑化してまいりますと、それぞりの専門家が一方所に集まつて、法人として総合的なサービスをするという必要性はどうしても高まつてくることだという理解を私どももしております。

そういうふうな観点から、平成九年三月の閣議決定の中で、弁護士事務所の法人化と、それから弁護士の広告規制の緩和の問題と、それから先ほど御指摘ございました弁護士事務所と公認会計士あるいは税理士、司法書士等を組み合わせたといった総合的法律・経済関係事務所、この三つについて、やはり依頼者のニーズにきちつとこたえるという観点から検討を加えようというふうに規制緩和推進計画に盛り込まれました。それで、この三つにつきましては、本年度中に結論を出すというところでお約束しております。私も、今鋭意その検討を進めております。特に、弁護士事務所の法人化と広告規制緩和は、弁護士会だけに關係あることでございますので、

今そちらと進めております。ほかの点は、ほかの士族を所管する省庁と検討を加えているという状況でございますが、特に事務所の法人化につきましましては、弁護士事務所が法人化したとしますと、多分ほかの士族も右へ倣えということになるかと思ひます。ですから、そういう意味では、トップを切る大変重要な法律になっていくだろうということ、私も、今鋭意検討して、なるべく早い機会に結論を出し、必要であれば、これは法改正になりますので、また御審議をいただくということになるかと思ひております。

○達増委員 非常に前向きな答弁をいただいて、心強い思いがいたします。

現状では、我が国では法律事務所は法人ではなく、複数の弁護士と一緒に仕事をする場合には、組合契約、その共同事務所ということでやっているわけなので、国によつては、非常に大きい法人、ローファームで仕事をやって、うまくいっているケースもあるわけですが、今の現状、日本においてそういうローファームの実態あるいはそういうニーズ、これがどの程度あるのか。完全に政府の方で把握しているわけではないでしょうけれども、把握している限りでお答えいただきたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 大ざっぱかもしれませんが、先日も、まず世界のローファームをちょっと見てまいりますと、特にアメリカを中心に巨大ローファームがございます。私も承知している範囲では、最大のは約二千名の弁護士がおります。そのほか、千数百というののもう数えると幾つでもございます。もう何百という単位のものが相当数あるというふうに承知しております。

では、その一方、我が国の関係はどうかということでございますけれども、これは一九九七年の三月段階の把握でございますけれども、一番日本が大きいローファームが五十三名、あと五十名台が三つぐらいというふうに承知しております。あと四十名台、三十名台とございますけれども、数を比較しますと全然スケールが違うという状況

がわかりかと思ひます。ちなみに、日本全体の弁護士がどういふような体制で仕事をやっているかでございますけれども、一人で弁護士事務所をやっているという方は全体の五五%ぐらいに達します。それから二人という方が大体一八%ぐらい、三人以上というものがその余、こういうふうな状況でございます。

○達増委員 今、日本の弁護士事務所の実情、数字も出して答弁いただいたわけでありませうけれども、経済の感覚からそういう数字を聞きますと、日本の法曹というものが非常に中小零細で、国際競争力がなくて、アメリカの巨大ローファームなどというところは非常に大規模化が進んで、国際的にもどんどん乗り出しているというふうな印象を受けるわけでありませう。

もちろん、法律、法曹の世界と経済、ビジネスの世界をイコールで考えてはならないのでしようけれども、国際化がどんどん進んで、人や物や金の国境を越えたい行き来がどんどんふえてくる。また、各国それぞれ自国の伝統、歴史に基づいた法体系を持つていられるわけでありませうけれども、同時に、人類共通のそういうルールづくりのようないことも進んできて、立法についても、先に多国籍の国際条約ができて、それに合わせて各国で国内法を整備するとか、そういう法の国際化ともいいたしやうか、そういう現象が進んでいると思ひわけですね。

ここでまたそもそも論で、先ほどの答弁にも、外弁法の仕切りの問題として、日本の法については日本の弁護士がやるのだという仕切りがあるというところだつたわけですが、例えば我が国の法律の解釈をする場合にも、外国法の解釈を参考にしたり、また外国の判例を参考にすることが多々あるわけですね。そういう意味で、各国法を共通して流れるリーガルマインド、そういう近代法の本質みたいなところはある程度国境を越えて存在するところもあり、そういうのをお互い生かしていける、また特に国際的な貿易ですとか投資ですとか盛んにやつて、それなしで生きていけない日

本については、ある程度積極的にそういう国境を越えた法制度をつくつていくことに理由があるのじゃないかと思ひます。改めて、外弁法の仕切りの問題、外国弁護士が一定の制約のもとに日本法に関する法律事務をやつてもいいのじゃないかという考え方について、政府の考えを伺いたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 確かに、世界のルールというのは、グローバル化してまいりますと共通化してくる面がある。そういう面では、例えば日本にない法律で世界各国でどういふような対応をしているかというところは十分に参考になる、あるいはまた世界では日本の例もいろいろ参考になつていくだろう。そういう面は私もあつたらうかというふうな考えをしております。

ただ、これを最終的に、じゃ全部一般化するかどうかということになりますと、これは世界の現状を見ていると、なかなかそうはいかない。法律というものはやはりその国々の文化、社会、歴史を全部しよつているところがございますので、なかなかそれをすべて同じに扱つていようとするところまでいけるかどうかという問題があります。

それは、長い将来を考えれば、私個人といたしましては、世界の各国の言語が一つであり、法律が一つであり、共通のルールを置いておいた方が非常にやりやすいという点は私も十分理解できるところでございますけれども、当面はやはり今の社会の中の継続でまいるだろうというふうな理解しております。そういう国際的な視点をきちつと持たなければならぬということも十分に意識しなければならぬと思ひますけれども、すべてを共通化するのも大分先であろうというふうな考えをしております。

○達増委員 ではここで、各論的な話なんですけれども、日本人外国弁護士というのがあると思ひます。先ほど西川委員の質問の中で、日本の司法試験が難しいからアメリカに行つてその試験を受け、通つて、外国弁護士、外国法事務弁護士にな

る人もいるという指摘があつたのですが、私の知っている例でも、そういう消極的なケースのほかに、例えば企業や役所に入つて、その派遣でアメリカのロースクールに留学中一生懸命勉強して、力試しのつもりで試験を受けたら受かつてしまったとかいう日本人が出てきていますし、また、高校まで日本で通つて、アメリカの大学に行つて、やつぱり法律をやらなきゃというところでロースクールに入つて、アメリカのニューヨーク州の司法試験を受けようとしていられるとか、そういう日本人がどんどんふえていられると思ひます。

今、外国法事務弁護士八十六人ということでしたが、その中で日本人というのはいくらいるのでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 日本人は現在は十名でございます。その前に、全体としては、登録を今抹消された方があと五名おられますので、全体では十五名で、現在人員が十名、こういう状況でございます。

○達増委員 外国法事務弁護士として活躍している日本人はまだまだそのくらいの数なんですけれども、これからふえてくることも考えられるわけがあります。

それに関連しまして、今回改正になる職務経験要件なんですけれども、外国法に関する知識に基づいて我が国において行う労働提供を一年やつた人については、我が国の文化とか習慣とかそういうのを身につけられたであろうから、その一年間を外国法の経験にカウントしてやるという内容になつていられるわけでありませうが、日本人外国弁護士の場合ですと、もう最初からそういう日本の文化、習慣については知つていられるわけでありませう、特に日本の法学部を出ていたりすれば、日本のそういう法律関係のことも基本は知つていられる。その場合、そのこと自体がいれば日本で一年間労働提供をしたのと同じ効果があると思ひますので、外国法事務弁護士としての経験を特別に考慮するということは

先ほど西川委員の質問の中で、日本の司法試験が難しいからアメリカに行つてその試験を受け、通つて、外国弁護士、外国法事務弁護士にな

考えられないのでしょうか。
○山崎(潮)政府委員 ただいまの御質問は、日本人に限っては日本における労務提供、それはなくともいいではないか、差し引き、外国で二年間法律実務をやつていればそのまま承認してもいいのではないかと御質問かというふうに理解いたします。

ただ、今回三年ということでは職務経験要件を短縮したわけでございますけれども、これにつきましては、やはり三年間はその母国法の法律事務を提供しているということが経験として重要である、そういうことを考えているわけでございます。

それで、そういう関係からいいますと、中に入ります一年間は、日本に来て働いているわけですが、やはり母国法の法律サービスを行っているわけでございます。それを直接クライアントに提供はしませんけれども、雇われております弁護士あるいは外国法律事務所の下働きとしてやるわけでございます。そういう意味では、やはり法律を提供しているわけでございます。それを三年間必要であると言っているわけでございます。また、日本人、幾ら日本の実情に通じていても、やはり法律サービスをしている期間という点では欠ける点がございますので、それは同じように要求したいというふうに考えております。

○達増委員 我が国において外国法に關して行う労務提供というのはいろいろなパターンがあると思うのですけれども、具体的に今行われているというものをカウントしていくのか、どういふものを想定しているのか、そこを具体的に説明いたしたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 ちよつと趣旨がつかみにくかつたので、もう一度御質問いただけますでしょうか。申しわけございません。

○達増委員 一年間の日本における外国法に關する労務提供、これが三年間の法実務のうちの一部として、三年を二年にして、国内で一年間やつていればそれがカウントされる。そういう意味では非常に重要な要素だと思ひますけれども、実態

として、今日日本でどういふ形でそういう労務提供が行われているのか。その実態、把握しているところを教えてください。と申します。

○山崎(潮)政府委員 どうも申しわけございません。日本におきます弁護士事務所あるいは外国法律事務所におきます弁護士事務所あるいは外国法律事務所におきます弁護士事務所、二つの形態があるわけでございます。一つはトレーニングと言つております。これは、一種の研修生とか訓練生、こういうふうな名前前で呼ばれているわけでございます。

それから、もう一つはクラークと言われているものでございますが、これは法律事務所専門職員、こういうふうな一般に言われているわけでございます。佐するものでございまして、一般の秘書やタイピストのような事務職員とは異なる専門職種であるわけでございます。仕事の内容につきましても、雇用主の指示を受けて、外国法令や裁判例あるいは法律文献等の調査、契約書の下書き等を行つて、それを雇用主に報告、提出をする、こういう仕事に従事しているというふうに承知をしております。

○達増委員 次の質問ですけれども、きょうのいろいろな答弁を聞いていて思うのは、貿易交渉をやる時に相互主義ということが言われて、自分の国の規制を撤廃、緩和していくに当たっては、相手国も同じくいろいろの規制緩和、撤廃をやつていけば、それと均衡をとりながら規制緩和をしていくという考え方があります。この外国弁護士問題も、もともと日米のさまざまな規制緩和をめぐる交渉の中で取り上げられたこともあつて、まさにそういう二国間交渉の文脈で取り上げられてきたこともあつて、外圧とかいふ言葉で語られたり、あるいは相互主義的に対応するということが言われたりするのだと思ひますけれども、これも西川委員の質問でも指摘されていたと思ひますが、もつと我が国として主体的になつて、我が国にとつて必要な法律サービスをどう整備していくか

という観点の基本に据えて取り組むのが適當な課題だと思ひます。

ですから、相互主義云々で、アメリカはこまめでやつてから日本はこまめでしかやらないとかいふことではなく、特に日本の場合、貿易とか対外投資とか、そういういたものに依存しないと生きていけないような経済社会であるわけでもありません。アメリカの州法はそれに比べると非常にローカルで、ドメスティックといひますか、国内的、アメリカの外の世界をほとんど考えないような、そういう性質がアメリカの州法の場合にあると思ひます。

結論を言へば、アメリカがこまめでやつてからというふうな観点からだけではなく、我が国として主体的に、こまめでオープンにやつていこう、そういう発想でやつていかなければならないと思ひます。その点、いかがでございますか。

○山崎(潮)政府委員 確かに、国際化の問題は、これからどんどんグローバル化していくわけでございます。世界の中で我が国もきちつと対応していかなければならないという観点がございます。そういう点から、やはり国際動向というのはいちちつと把握しておく必要があるという大前提が一つあるかと思ひます。

しかし、それをただのみにするだけではなく、基本的には、我が国の置かれた立場、それから我が国の法制としてどうあるべきかということの基本をきちつと押さえて対処していかなければならぬと私も考えております。今回も、そういう観点で、きつかけとしてはさまざまな御要望がございます。その中で、私も、できることとできないこと、それから、これをやるべきかやるべきではないか、そういう観点からきちつと把握したつもりでございます。

今後そのような観点で対処してまいりたいと考えております。

○達増委員 冒頭取り上げました規制緩和と小委員会の報告書に戻りますけれども、ここで「第一次

及び第二次意見の実施状況」ということで、「外国弁護士への受入に關する規制緩和」委員会が最も力点を置いて意見を述べた外国法律事務所弁護士による日本弁護士への雇用の解禁については、「それが、雇用の解禁自体が図られないことだから、緩和が十分であると評価することはできないが、」云々というふうにあるわけでありませぬ。

この点については、外国から求められていたということのほか、我が国の中の経団連とか経済団体からの要望もあつた点だと思ひます。考え方として、先ほど答弁の中で、より権限の少ない者がより権限の多い者を雇用するのはおかしいという、その考え方はわかるのですが、このように、我が国の民間部門からのニーズが高いことについて、今回、法改正の中には盛り込まなかつた。この点、共同事業の目的を緩和するという形で法改正がなされているわけでありませぬ、そういう形で規制を緩和することによつて、国内的なニーズ、そういう経済団体からの要望についてもある程度こたえた、そういう認識なのかどうか、伺ひたいと思ひます。

○山崎(潮)政府委員 この点に關しましては、確かに経団連からこのような要望がございました。外国弁護士問題研究会、この中の構成メンバーにも、経団連からお二人推薦をいただきました。企業法務の方に参加していただいております。

そこでいろいろ討議した結果、確かに雇用解禁ということとは経団連としては言つておりますけれども、最終的に、その研究会のメンバーは、全員一致で、今回の問題は実質的には解禁したと同じような働きをするということで、依頼者にとつてみれば、そこが雇用であるかパートナーであるかということとは余り問題ではない。依頼者としては、非常に使いやすく一貫してやつていただければ、こういう点を望んでいるわけでございます。その点では経済界御出身の委員の方からも、これで実質的には日本のニーズにこたえたことになる、こういう御意見をいただいているところでございまして、私どもとしては、それで日本のニーズには

こたえているというふうに確信を持つてゐるところでございます。

○遠増委員 我が自由党といはしめても、今回の外弁法改正案、より望ましい法曹体制に一步踏み出すものであります。また、冒頭述べましたけれども、法曹の量的、質的拡大ということを通じて、二十一世紀、日本の社会システム各般の改革を進めるに当たつて非常の中核的な役割を果たすという法曹のあり方について、また今後いろいろな実情にに応じながら、積極的に政府の方でも取り組んでいくことを期待いたしまして、まだちよつと時間が残つてはいるのですけれども、私からの質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○笹川委員長 木島日出夫君。
○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

大蔵省をお呼びしておりますので、外弁法に対する質疑の前に、私は、法務省、検察庁から、大蔵省、とりわけ証券取引等監視委員会に出向していた東京地検の検事二人が証券会社から接待を受けて処分されたその問題についてお聞きをしたいと思います。

法務省は、五月一日にこの問題で二人の検察官に、厳重注意ともう一人は注意処分をしたようでありましたが、調査結果の内容、処分の内容をまずは御報告いただき、法務大臣から、検察庁からこういう者が出たということに対する御所見をまず伺いたいと思つております。

○但木政府委員 法務省は、証券取引等監視委員会を含みます大蔵省金融関連部局に出向中あるいは出向したことがある検事、これは元検事も含みますが、検事全員十名に對しまして、大蔵省が調査対象とした平成五年一月一日以降を重点としながら、なおできるだけさかのぼつて、当該検事の出向中の担当職務に關係のある金融關係業者との会食等の有無、状況に關しまして、本人からの聞き取り調査はもちろん、必要な反面調査を含む調査を行いました。その結果、二名の者について問

題があるというふうに考えました。

その一名は、平成二年に大蔵省証券局に出向し、その後、証券監視委員会ができました段階でこちらに移りまして、その後、東京地検、司法研修所教官を経て預金保険機構に参りました者と、もう一名は、その後で、証券等監視委員会に出向いたしました者の兩名でございます。

私どもの調査の結果といたしましては、これらの者、特に、最終的には現在官房付におります検事につきましては、特定の業者との会食、それも相手方の費用負担で行つた会食が相当回数あるということ、懲戒処分としては、それに達するものとは言えないけれども、検事の身分を持つて出向した者としては不適切、遺憾であるということ、この者につきましては、四月二十七日の段階で預金保険機構の方に調査結果の概要をお伝えし、預金保険機構の方におきましては、当時同君は課長職その他を兼任しておりましたが、それらの役職をすべて四月二十七日の段階で解きまして総務部付にいたしました。そして、五月一日付で法務省官房付ということにいたしました。

同君から自主的に給与の百分の二十、一カ月間につきまして返上したいという申し出がありましたので、これも受けることにいたしました。そして、当職から同人に對しまして厳重に注意をいたしました。

もう一名のこの者の後任でございますけれども、この者は必ずしも特定の企業と継続的に会食したとまでは言えないと思つておりますけれども、それにいたしまして、懲戒処分には該当しないものの、やはり検事の身分を持つて出向した者としてはその行為が不適切ということで、これも私から注意処分いたしました。

なお、同人は、先ほど申しましたように、この四月一日付で官房人事課付検事となつておりますが、官房人事課は服務を担当するところでもございまして、そこにそのまま置くということとは適当でないと考えまして、人事異動し、別の部署

につけたところでございます。

○下福業國務大臣 たいだいま事実關係については官房長から説明したとおりでございますが、檢察は昨年来、いわゆる総会屋への利益供与事件の摘発を初めといたしまして、一連の事件に對しまして、法と証拠に基づきまして地道に捜査を行つてきていたわけでございますし、私も檢察に對して全幅の信頼を置いておられるわけでございますし、また国民の方々もそのような見方で応援していただいていることだと思つております。それだけに、檢察官は、公私の別を問わず、常に自戒、自戒すること、これは当然のことであるわけでございます。

他省庁に出向中とはいへ、今御報告のような事案が起きたことは、まさに残念であり、遺憾であり、申しわけないと思つております。このようなことが今後起きないように、一層規律を厳格にしてやつてまいりたい、このように思つております。

○木島委員 既にマスコミには処分を受けた二人の氏名は実名で出ておりますから、伏せる必要性は全くなくなつておりますから、私も実名でお聞きをいたします。一人は、先ほどの答弁の前者は、土持敏裕という人物であります。

法務大臣官房長が処分を發表したときの記者会見メモが私の手元にあるわけであります。その中で、前者を甲としておりますが、「甲」については、特定証券会社と継続してその費用負担で会食するなど、世間の疑惑を招く余地があり適切でなく、また、出向中とはいへ検事に対する国民の信頼の保持の観点から問題があると考えられます。同人については、いったん国家公務員の身分を離れたことから法的に懲戒処分はできないものであり、また、たとえそれが可能であつたとしても、懲戒処分の対象となればならぬほどの悪質性はない案件と思われませんが、「云々」と書いてあるわけでありませぬ。

今、官房長からの答弁を伺つても、この人物が証券取引等監視委員会のどういふ地位で、どういふことをしたのか全く答弁にございませぬ。その調査をされたのだと思つております。法務省からも

お聞きしますし、これは大蔵省も、また証券取引等監視委員会も調査をされておられるかと思つて、順次答えていただきたいと思います。

この二人はどのような地位にあつたのか。それから、どこの証券会社のどういふ人物と何回にわたつて、マスコミ等によりまして個々であります。十回ぐらいという記載があつたり、六回ほどという記載があつて、いろいろばらばらでありますので、明確にしたい。回数、そしてその最初の時期、回数が少ないわけでありませぬから、全部についての日時、それから場所、飲食をしたときいた人物、幾らぐらいの便益を受けたのか。もう二度とこういう不祥事を起こさないために、全部を明らかにしたいと思つております。

○但木政府委員 まず、兩名が証券取引等監視委員会を何をしていたかという御質問がございまして、兩名の身分は、証券取引等監視委員会事務局総務課査察課査察部門というところに属しておりました。業務内容といたしましては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として証券会社等から報告を求め、または資料を徴取して、日常的な市場監視を行うことをその業務としております。

それから、第二番目の問題で、回数がどういふ時点でのうなのかというお尋ねがございました。平成五年以降で判明しておりますのは、甲君につきましては合計九回でございます。このうちの三回は、東京地検検事に戻つてからでございます。したがつて、証券取引等監視委員会に属しておりましたときの回数は六回ということになります。

それから、乙君につきましては、平成五年七月以降でございますので、これまでの回数が六回でございます。そのうちの一回は、東京地検に戻つてからのものでございます。したがつて、在職中の回数は五回ということになります。

○菅原説明員 たいだいまお尋ねがありました二人

とも、たゞいま法務省の方からお答えがありましたが、証券取引等監視委員会在職中の職名は証券検査課課長補佐兼証券取引審査官であり、取引審査部門で行う証券取引等の個々の審査業務に關し、審査結果の法令面での審理等を行つておりました。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

今回、調査の対象にいたしました平成五年一月以降、大蔵省に対して出向されておりました法務省の關係者が全部で九名おりますが、私どもがごとの一月下旬以降、調査を開始した時点において大蔵省に在職していた者は四名でございます。

今回の調査で、私どもの方では、その時点で大蔵省に在職している者についての調査は行いましたが、その時点で既に法務省に復帰されている者については対象の外としております。したがって、今御質問のごございました二名の方につきましては、大蔵省としては独自の調査を行つておりません。

○木島委員 官房長の答弁の乙君についても新聞に出ておりますから、明らかにします。榊原一夫という君であります。

時期について答弁がないのですね。甲、土持敏裕氏は、平成二年七月十日に大蔵省証券流通市場課、平成四年七月二十日、証券取引等監視委員会事務局総務検査課長補佐、そして平成五年七月二日、東京地検検事に戻る。乙、榊原一夫氏は、平成五年七月二日、後任という、まことに後任という日付であります。証券取引等監視委員会事務局総務検査課長補佐、平成八年四月一日、東京地検検事に戻る、こういう身分であります。飲食を受けていた日と、この証券会社なのか、明らかにしてほしいのですよ。

○但木政府委員 先ほど御答弁申し上げたところでありまして、調査は前にさかのぼつて、それなりに調査できるものは調査いたしました。その結果といたしましては、いわゆる懲戒処分該当するまでの事実はなかつたと考えております。ただ、検事の身分を持ったまま出向した者として、その

行動が不適切であるということ、先ほど申しましたような一連の監督的な措置をとつたところでございます。

しかしながら、まことに恐縮ではございますが、懲戒処分に至らないものにつきまして、その事実の詳細あるいは相手方等につきましてつまびらかにすることにつきましては、御容赦いただきたいと思ひます。

○木島委員 懲戒処分に至らない程度の接待を受けたのかどうなのか、私は、まさにそれをここでたゞしたいのですよ。

ですから、証券取引等監視委員会の総務検査課長補佐という身分の者が、少なくとも証券監視を受けるべき対象である証券会社から接待を受けたということは、接待を受けた日時、接待を受けたときに同席した者、接待を受けた内容等々、全容をはつきりしてもらわなければ、どれほど重大なものであつたのか、また軽微なものであつたのか、判断できるはずがないのではないのでしょうか。

既にマスコミも明らかにしている事実であります。この接待の同席者の中に、大蔵省の、既に取賄罪で起訴されている榊原隆、同姓であります。名前が違ふ。本年三月二十五日、取賄罪で東京地裁に公判請求されている、本件当時、大蔵省証券局課長補佐、同省銀行局課長補佐榊原隆。容疑事実、接待の事実、野村証券については、平成五年三月二十四日から平成七年七月十三日ごろまでの間、前後二十八回。大和証券については、平成五年三月二十七日から平成六年十一月十日ごろまでの間に前後六回。日興証券については、平成五年四月十日から平成七年三月十一日ごろまでの間、前後九回。山一証券については、平成五年五月二十三日から平成六年十月三十日ごろまでの間、前後五回。その他、株式会社住友銀行員から、こういう接待を受けて、それが取賄として起訴されているのですよ。

この人物が、今私が問題にしている二人、土持敏裕、榊原一夫、検察庁から出向されて、当時、証券取引等監視委員会事務局の、しかも総務検査

課長補佐という要職にあつた人物が接待を受けた、その場所にとつと新聞、マスコミは指摘しております。しかし、どういふわけか、その日付の部分については、この既に起訴された部分から脱落してゐるといふ事実もマスコミは指摘してゐるわけですね。検察は同僚をかばつてゐるのではないかとさえマスコミは指摘してゐるわけですね。こういう嫌疑すら、検察当局全体、法務当局全体に今かかつてゐるわけですね。

それだからこそ、私は逆に、本日にこの二人の接待が全く懲戒処分の対象とならなければならぬほどの悪質性はないと言ふなら、接待を受けた日付と場所と金額、こういう人物、榊原隆なる取賄罪で起訴されてゐるような人物が同席していたかどうか、はつきりとう委員会報告すべきではないのでしょうか。国民の前に明らかにすべきではないのでしょうか。そうしないと、逆に、検察庁はかばつてゐるのじゃないか、法務省はかばつてゐるのじゃないかと疑われても仕方がないと思ひます。

○但木政府委員 委員御指摘のように、榊原隆被告と甲君あるいは乙君が会食をともにしたという事実があるのは御指摘のとおりでございます。刑事処分についてはお尋ねですので、刑事処分について申し上げます。甲君に關して申し上げます。大部分は時効にかかつてゐるものでございまして、時効にかかつてゐない案件は一件だけございまして。これは、乙君、甲君と榊原被告とが一緒に会食をしたことがある、これが、時効分でないものが一回ございまして。

先ほど委員から起訴状の概要につきまして朗読がございました。これらの榊原被告に対する起訴事実は、いずれも職務行為との対価關係を伴つたもののみが起訴されております。したがって、榊原被告が出たすべての会食が起訴されているわけではございません。甲君、乙君が榊原被告と会食をいたしました案件について見ますと、極めて個人的な色彩の強い会食でございまして、これにつきましては、職務との対価關係がない

ということと立件しなかつたと承知しております。

○木島委員 今、個人的色彩が強い会食であつたと御答弁であります。まさにそれが本当かどうか問題なのじゃないでしょうか。

大蔵省の銀行局、日銀の關係者が取賄で起訴されてゐる。その中には、検査、調査の対象企業、銀行、証券であります。そこから接待を受けて、検査期日を漏えいした、他の金融機関からいろいろな検査によつて得られた情報を漏らした、そういうことがゆゆしきこととして問題になつてゐるわけでありませぬ。

ですから、単なる個人的な色彩が強い会食なのか、そうじゃなくて、こういう証券取引等監視委員会の事務局総務検査課長補佐という身分にある者、兼証券取引審査官ということも御答弁がございましたが、そういう人物が検査対象である証券会社から接待を受けていたということは、それ自体もう疑わなければならぬ、そういうゆゆしい問題でしょう。

そうだとすれば、大体、いつ、どこの証券会社から、しかも、どこの証券会社のどういふ役職の人物から接待を受けたのかというの、まさに決定的に重要なこと。それをここで報告いただけなければ、嚴重注意処分なり口頭注意処分なりが重いか軽いか、国会は判断できないじゃないですか。

なぜ明らかにできないのですか。それは明らかにしていただきたいと思ひます。嚴重注意処分だ、あるいは口頭処分だから、処分が軽いか明らかでできないというの、話が逆ですよ。まさに軽いか重いか今問われているのだと思ひます。

ただ、幾つかのことを申し上げますと、例えば接待の内容にいたしましては、ゴルフあるいは品位を著しく損なうような接待というものは一つもございませんでした。いずれも割烹あるいは中国料理店等における飲食でございました。

また、個人的色彩が強いと申しましたのは、そもそも甲君が会食をともにいたしました相手方というのは高校、大学を通じての同級生でございます。その関係で個人的な色彩が強いという面が本件にはあろうかと思っております。

ただ、それをもつてもちろん弁解するわけにはまいらないと思っておりますが、総合的に判断した結果、それは懲戒処分には当たらない、国公法上の懲戒処分には当たらないというまでは言えないというふうな判断に達したわけでございます。

○木島委員 個人的色彩の強い会食だったと認定した基本的な理由として、甲君については高校、大学を通じての同級生だったということをお述べになりました。

それは逆なのです。大銀行や大証券会社あるいは大民間会社が官僚と渡りをつけたときには、関係ない者が行ったって渡りはつかないわけですから、そういうつながりを何とか探して、そういう人物を見つけ出してそれを充てるわけですよ。そして、接待に誘い、昔話から始めて、そこでだんだん深みにはめていくわけですよ。それから人間関係が強固になってから情報をいろいろ得るわけでしょう。ですから、私はもう官房長の答弁とは思えない。

だからこそ要職にいる官僚は身を慎まなければいかぬわけですよ。大学時代の友達がいろいろな友達を利用して関係ができて、間違いに陥るといふことが今回の癒着の基本にあるわけでしょう。

私は妥協するつもりはないのですが、その飲食の出発点と最後、そして飲食をした、接待をした証券会社名、せめてそのくらいはここで言っておきたい。

○但木政府委員 まず甲君についてであります

が、甲君は平成二年から大蔵省の証券局に出向しております。証券等監視委員会ができましたのは平成四年でございますけれども、私どもの調査、できるだけ五年の前までさかのぼろうとしたんですが、余り確実には申せませんけれども、始まったのは平成四年ごろというふうな考えでおります。その終わりはいつかということでございますが、先ほど委員御指摘のような経歴の中で、東京地検検事のごとくいうふうに思っております。それが終わりでございます。

乙君につきましては、最初は、引き継ぎということでございますので、彼が証券等監視委員会に参りまして間もなくということでございます。その終期につきましては、東京地検に戻って間もなくお別れ会がございましたが、これが最後でございます。

○木島委員 接待をした方の証券会社名を特定していただけないか。

○但木政府委員 いろいろ報道されている点を否定するわけはございませんけれども、今回実際に調査にいろいろ協力してもらったということもございまして、これは委員とあるいは見解を異にいたしましたことと恐縮でございますけれども、事実がそのような事案であるということにかんがみまして、私どもの方から申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。

○木島委員 甲、土持敏裕氏については、平成四年ごろから始まったのは平成五年七月二日、とこの法研修所教官になったのは平成八年四月三日です。三年間もあるのです。ですから平成四年から平成五年、六年までというふうにお聞きしましょうか。

それから、乙君、榊原一夫氏については、平成五年から平成八年四月一日東京地検に転任して、転勤のためのお別れ会までになると平成五年から平成八年までと。

証券会社の名前を言おうとしません。それで、私は、一番国民が懸念しているのはや

はり検査情報を漏えいしているかどうかだと。そうだとなれば贈賄罪になるわけですね、時効はともかくとして。

そこで、マスコミなんかでは四大証券からというふうなことがありますが、証券取引等監視委員会にお聞きします。

この時期、平成四年から平成八年ごろまでの間の証券取引等監視委員会が四大証券会社、野村証券、大和証券、日興証券、山一証券に対して検査をした着手日と終結日、全部挙げていただけますか。

○菅原説明員 お答えいたします。順に申し上げますと、まず野村証券につきましては、着手日が平成六年八月二十三日、終了日が平成七年一月十三日でございます。

大和証券につきましては、着手日が平成六年一月十七日、終了日が平成六年八月二十四日でございます。

日興証券につきましては、着手日が平成五年八月十七日、終了日が平成五年十二月二十四日でございます。

山一証券につきましては、二回ございまして、この期間における第一回は平成五年二月八日、終了日が平成五年十月二十七日でございます。第二回は着手日が平成七年十一月二十七日、終了日が平成八年五月十日でございます。

○木島委員 私は「証券取引等監視委員会——日本型SECの誕生」阪田雅裕さんの出版物を持ってきているのですが、総務検査課というものがどういうものか指摘したいと思うのです。

「総務検査課は、証券会社等に対する立入検査を実施するほか、その検査結果等に基づき大蔵大臣に対する勧告、建議や金融機関等検査に調査以外の事務をすべて所掌する。」というのです。

の検査の事務を処理するため、証券取引検査官室が設置され、三人以内の上席証券取引検査官、四人以内の証券取引検査官が配置されて検査を実

施するほか、証券取引等に係る資料、情報を収集、分析し、取引に不審な点がないかどうかをチェックする上席証券取引検査官（一人）及び証券取引検査官（一人以内）が置かれている。このほか大蔵大臣への勧告、建議等、内部の事務に従事する職員を合わせて総務検査課の職員数は、およそ六〇人となっている」とあります。

証券取引等監視委員会にお聞きします。このおよそ六十人という総務検査課の中で、総務検査課長補佐というのは幾つぐらいになるのでしょうか。

○菅原説明員 お答え申し上げます。六名でございます。

○木島委員 六名というのは、課長が一人いて、キヤップがいて、その下に課長補佐が六人いて、その一人だという意味ですか。（菅原説明員「課長補佐が六名です」と呼ぶ）課長補佐が六名。その上司は課長ですね。そうすると、やはり幹部ですよ。

証券取引等監視委員会は、一般検査と犯罪事件の調査というのがありますが、ここがその一般検査全部やるのです。ここだけです。証券会社に対する検査をやる部署というのは、そのトップが課長。その下に六人の課長補佐がいる。そのうちの一人が彼らでしょう。

お聞きしますが、検査官という身分を持って大蔵省に出向された第一号が甲君、土持敏裕氏であったとマスコミは指摘しておりますが、そのとおりですか。

○但木政府委員 甲君であったことは間違いありません。

○木島委員 そして、その後の後継者が乙君、榊原一夫氏であったと。先ほど、平成四年にできたばかりの監視委員会が四大証券にいつごろ検査に入ったかお聞きをいたしました。ちょうどその中に入っていた時期が、そうすると、やはりいろいろなことを疑わざるを得ないので、日付と証券会社の名前ぐらいは全容を明らかにしなければいけないの

じゃないのでしょうか。そういう調査をしていますが。本当の意味で検査の情報を事前に漏えいしなかつたかどうか。

身内ですから検査、法務はやりにくいかもしれぬです。しかしこれは、泣いて馬鹿を切るということじゃありませんが、身内だからこそ、そして検査というものは最後のよりどころだと今見ているわけでしょう、金融不祥事に関して。その検査からこういう人物が出た、そしてその内容も国民の前に、国会に明らかにできない、うやむやだということでは信頼が回復できないと思うのですよ。

そういう観点での徹底した検査が必要だと私は思いますし、少なくとも外形的な事実、どこかの証券会社からいつ接待を受けたのか、幾らぐらいのものを受けたのか、だれが同席していたのか、そのぐらいい一覧表にして法務委員会に出すべきだと思つておられます。ここで言ってくれば結構です。

○但木政府委員 たいだいま委員から重ねて御指摘がございましたように、本件が検査に対する国民の信頼に影響を与えかねないという事はまことに御指摘のとおりであります。この場合において、検査が身内をかばつて捜査を手控えたということになりますればまことに御指摘のとおりでありますが、これらの件につきましては、検査もそれなりにきちつと捜査を遂げた上で立件せずという措置になつたというふう聞いております。

報告をしつてという件でございますが、もちろん国会から御要請がございませすれば、それに対して誠実に対応してまいらなければならぬという事とはそのとおりであらうと思つておられます。

ただ、先ほど申しましたように、本件につきましては、事実がそのような事案であつて、あえてこれを公表し、現在官房付として反省している人間にこれ以上することが相当であるかどうかにかつてきては、私どもは現時点ではその必要はないものと考えております。

○木島委員 甲、土持敏裕氏は、平成十年四月三日、司法研修所教官を辞職しております。私がいだいた検事略歴によりますと、自己都合、特殊

法人へと書いてあります。預金保険機構であります。大体、法務省は、この両名に対するこういう接待問題があるということ、本当のところ、いつ、だれから情報を得たのですか。

○但木政府委員 私どもがその情報を得ましたのは、新聞紙上に出了した時点の数日前でございます。その情報をどこから得たかということですが、関係する機関から、これは東京地検だけではございませぬ、その他の機関から情報を得たところでございませぬ。

○木島委員 平成十年四月三日に、甲、土持敏裕氏が司法研修所教官を自己都合でやめて預金保険機構へ行つたというのは、私は不自然ではないかと思つておられます。四月三日というのはもう新年度が始まつてからですよ。それまで司法研修所教官だつたのでしよう。検査教官だつたのでしよう。検査教官、弁護教官、裁判教官の人事配置なんというものは、四月一日から新年度になるわけですから、三月中にびしゃつとそろつてゐるのが常識です。だから、今の官房長の答弁は私は信用できないのですよ。四月十五日にマスコミがこの問題をすつば抜いたその直前とおつしやられました。本当はもつと早く知つて、自己都合辞職という形だけでも、四月三日に肩たたきでやめさせたのじゃないかと思つておられます。本当のところを述べてください。

○但木政府委員 それは全く違います。預金保険機構のしかも非常に重要なポストに検事を欲しいというところがございまして、それに合う能力と見識を持った者を選んで、委員御指摘のようなこととは全く逆でございませぬ。

○木島委員 しかし、そういう疑惑がかけられても仕方がないような状況になつておる。それは少なくとも接待をした証券会社の名前、時期、場所接待の内容、それ全部を明らかにしてこそ、本当に法務省が嫌疑を晴らしたいのなら、明らかにし

てこそ晴らせるのだと思つておられます。そこで、私は委員長にお願いをしたい。この両名に対する証券会社等からの、彼ら二人が証券取引等監視委員会の身分にあつたとき、また東京地検の検察官として戻つたときに受けた接待の日時、場所、人物、接待をした側の会社名、そこに居合わせた内容等、すべて当委員会に報告するように求めたい。取り計らつていただきたい。

○笹川委員長 その件につきましては、後刻理事會でお諮りしたい、こういうふうには思つておられます。○木島委員 それでは、この問題はこれで終わりますので、大蔵省の関係の方は退席なさつて結構です。

本筋の外弁法に入りますが、まことに時間がなくなつてしまいました。一点お聞きしますが、この法改正の基本になつたものに平成九年十月三十日の外国弁護士問題研究会の「外国弁護士問題研究会報告書」なるものがあることは明らかだと思つておられます。そこで再三、先ほど来相互主義との観点から見て今回の改正はどうなの、日本が一方的に譲り過ぎてゐるのじゃないかということが指摘をされました。私も本当にそうだと思つておられます。他国一般じゃなくて、アメリカとの関係でまことに譲り過ぎてゐると思つておられます。お聞きします。

やはり世界の先進諸国の外国弁護士受け入れ制度の状況はどうかというの、大事だと思つておられます。それで、この報告書の十ページのところにこういう指摘があります。山崎司法法制調査部長もこの一員ですからよう御承知のとおりだと思つておられますが、「米国、連合王国」イギリスですね、「フランス、ドイツ等」における外国弁護士受入れ制度に、本研究會において調査したところ、概ね、以下のとおりであります。というので、時間が

ないから全部はしりませんが、アメリカの状況、イギリスの状況、ドイツ、フランスの状況が書かれています。その前段の基本のところ、こういう記載があるのです。「なお、IBAは、これは国際法曹協会

と訳すのでしようね、インターナショナル。バー・アソシエーションですか、なお、IBAは、外国弁護士受入に関するガイドラインの制定に関する協議をしてきたが、弁護士制度の固有性、独立性と、社会の国際化等をどう調和させるかは、各国が独自に解決すべき問題で、IBAが統一ガイドラインという一律の受入基準を設けるべきではない等の観点から、昨年、昨年といひますと平成八年になると思つておられます。「同ガイドラインが廃案となるという経緯もあつた。このように、外国弁護士受入制度に関しては、諸外国の間で必ずしも足並みがそろつてゐるわけではない。」とあります。

このもつと具体的な内容、IBAで外国弁護士受け入れ制度について、少なくとも先進諸国間では一致しようがないかという話があつたのが、これが完全に廃案になつて御破算になつたというのはなぜなのか、その辺の状況を、時間もないので恐縮ですが、詳しくポイントを述べていただきたい。

○山崎(潮)政府委員 確かに、IBAでいろいろ検討されてきた案が廃案になつたということは、御指摘のとおりでございます。私ども、この関係、実態を把握するために、昨年の七月十七日に、IBAの会長に日本に来ていただきました。そこで直接意見を伺つたわけでございます。

どうも、その結果によりますと、廃案になつた理由でございませぬが、弁護士制度はその国の司法制度の一翼を担つたものでありまして、各国固有の歴史、文化、法意識に深く根差してゐる、そういうものでございませぬ。あるいは非常に偏地性が高いものであるという認識もあつたようでございます。社会の国際化あるいはサービス産業化と弁護士制度の固有性あるいは独立性をどのように調和させていくかということについては、各国が独自に解決すべき問題であるというふうな意識も相当強かつた、こういうふうなことからなかなか一本にまとまらずに、ばらばらになつてしまつた、こういうふうな我々としては理解しているわけでは

でございます。

○木島委員 じゃ、一点だけ、フランスについてお聞きしたいのですが、フランスは一九九二年一月一日をもって外国弁護士受け入れ制度に相当する制度を廃止してしまつた。それまでは一応は受け入れ制度があつただけけれども、九二年一月一日で廃止しちゃつた。これは、なぜフランスがそういう対応をとつたのか、真髓のところを述べていただきたい。

○山崎(通)政府委員 歴史的事実は委員御指摘のとおりでございますが、私も、フランスがなぜこの時期に外弁受け入れ制度をやめたのか、しかとしたところはわかりませんが、はつきり申し上げまして。

○木島委員 そんな重要なことを、先進五カ国です、G5の重要な一カ国が廃止しちゃつた、これがわからないようじゃ、何でもこんな規制緩和に突っ走ろうとするのか、私は、その一言でもこれに賛成するわけにいかぬですな。おかしいよ、そんなのがわからなま。

○山崎(通)政府委員 しかとしたところはわかりませんが、非常に申し上げたわけでございますが、要は、非常にナショナルリズムの強い国でございます。ですから、外国人が一般に活動することについては妨げない、しかし、それならばフランスの司法試験を受けていただきたい、それなら何をやるか、自由でございます。こういうような発想に基づくものでございます。それが私も聞いています真意でございます。

○木島委員 先ほど答弁の中に、各国の司法制度、とりわけ弁護士制度の固有性、独立性というのは属地的性が非常に強い、そのとおりだと私は思うのですよ。日本には日本の固有の歴史がある、司法制度の歴史、弁護士制度の歴史がある。とりわけ、弁護士法一条の理念を掲げているというのは、基本的人権の擁護と社会正義の実現ということを高く掲げているのが弁護士法の第一条にある。弁護士の職責、こういうのは非常に特筆すべきことだと思つたのです。ところが、歴史的に外弁問題、

特にアメリカを中心とする外弁受け入れの規制緩和の圧力は、そういう理念は全くないんです。弁護士というのは、相談に乗って裁判で解決すればいいんだ。要するに通商ベースですか、そろばん勘定のベースで物を考えているから規制緩和の要求が強いわけですね。

もう既に同僚委員から再三言われているように、今回の法改正、またこれまでの、成立後二回にわたる法改正の中心的な圧力は、一つはアメリカであり、一つは日本の経団連でしょうか。しかし、アメリカといつても、アメリカの法協会一般じゃなくて、いわゆる巨大ローファーム、もう既に事実ですから披露しますが、一千人の弁護士を抱える巨大ローファームがアメリカに三つもあ

る。五百人以上の弁護士を抱える巨大ローファームが二十以上ある。この巨大ローファームは、全世界に弁護士を送り込んで国際的な活動をしている。この要求が基本だと思つた。そういう巨大ローファームの要求には、日本の弁護士法の第一条にある基本的人権の擁護や社会正義の実現という観点は全然ないのじゃないかと思つた。

私は、本改正法の要点は三つです。職務経験要件の緩和、五年から三年、特定外国法に関する法律事務の許容、それから三番目は共同事業の拡大ということだと思つたのですが、一つお聞きします。職務経験要件を五年から三年に短くしたという点、私は、アメリカと日本の相互主義からいっても本当におかしいな、こんなに譲歩する必要は何にもないじゃないかと思つた。既に同僚委員からあつたとおりであります。アメリカ合衆国五十州のうち、十八の州と特別区しか外国弁護士受け入れ制度はないのですよ。三十の州は受け入れていない。フランスと同じですよ。しかも、その二十の州の外国弁護士受け入れ制度を持つて

いるアメリカの中で、受け入れられるときに、職務経験要件は二つの州のみが三年で、あとすべての州は四年、五年、それ以上でしょう。何で、そんな状況であるのかかわらず日米間の関係で、日

本だけが五年を三年に縮めなさいかぬのか。余りにも相互主義からいつてもおかしいじゃないかと思つたのですが、どうでしょう。

WTO協定のサービスの貿易に関する一般協定があつて、何か、相互主義を緩和することをここで約束してきたと法務省はおっしゃつていらっしゃるけれども、このWTO協定のサービスの貿易に関する一般協定は、この問題で、どこまで日本

の国は加盟国に約束してきたのですか。

○山崎(通)政府委員 まず最初の点でございますけれども、外国弁護士受け入れ制度、各国によつてさまざまあり方を示しております。今御指摘の職務経験要件でございますけれども、ヨーロッパの国を見ますと、ドイツそれからイギリスにつきましては職務経験要件はゼロでございます。片や、アメリカのように州によつてばらばらに分かれてるところ、さまざまございます。ですから、極端なところゼロからもつと重いもので、さまざまあるわけでございます。

私も、アメリカだけを意識してそれに三年と合わせたわけではございませんで、世界の水準からいくとちよつと日本が中間的なところで、どちらからもそれほど非難されないだろうというところでございます。また、三年というのは一つの単位でございます。そのぐらゐの職務経験要件を見ることによつて一応のチェックができるのではないかと、そう判断したからでございます。そういうことでございまして、圧力に屈したということでは決してないというところは断言できるわけでございます。

○木島委員 時間が迫つてきておりますので、反論もしたいのですが、それはやめて、次の共同事業の問題についてちよつと、重要ですからお聞きしますが、新しくできる四十九条の二の解釈問題でございます。

これは既に同僚委員から指摘のように、外国にある法人、また資本金を五〇％以上持っている子会社の依頼による法律事件については、本法三条一号、二号、四号、五号の要件を外すということ

になつたわけですね。要するに、国内法を扱う事件とか外国の法人や個人、それから外国から日本に子会社をつくつていて、そういう法人からの依頼については、外国弁護士と日本弁護士の共同事業体は受任をすることができ、そして受任した上で、裁判になるときは裁判までできるというわけですね。ただし、これには、外国弁護士本人は法廷に行けませんから、その制約はかぶつていてということだと思つた。

それはどういふことですか。当該外国弁護士、自分は訴訟代理人にならぬけれども、日本の弁護士と共同事業なら受任し、日本の弁護士が法廷にも立てるといふ意味ですね。そういうことになりませんか。

○山崎(通)政府委員 御指摘のとおり、共同事業の目的としては、それが裁判になつてもそのまま共同事業の目的としてできるということになりましてけれども、現実の行為、裁判を行う行為とか役所に申請をする、こういう行為については日本人に限る、日本の弁護士に限る、こういう意味でございます。

○木島委員 そうすると、私は、この法改正の一番の問題点は、日本の弁護士と外国弁護士が共同事業をすれば日本法についての争いも全部受任できるということ、裁判まで日本の弁護士が行けばいいわけですから、結局、同僚委員からも指摘ありましたが、雇用はいかぬ、外国弁護士が日本の弁護士を雇つちやいかぬと言つても、この共同事業の運用のあり方によつては、幾らでも外国弁護士が日本の弁護士を雇い上げたと同じ状況をつくり出すことができると思つた。その心配といふ問題は、法務省としてはどう認識されていふんでしょうか。

○山崎(通)政府委員 それは濫用の問題だろうと思つたけれども、私どもは、今回、申し上げましたように、目的を広げただけでございまして、現実の行為は日本の弁護士がやるというふうにして上げておまして、そう大幅な職務範囲の改正をしたわけではないという理解をしております。

ただ、これにつきましてはいろいろ御心配もございまいしと思っておりますので、その組み合わせる日本人の弁護士は五年の職務経験要件が必要であるということにもなっております。また、日弁連の方に特定共同事業をやる場合の細かな要点につきましても全部報告をさせるとか、あるいは、問題があれば監督、指導をし、懲戒をする、こういうようなシステムになっております。そういう観点から制度として保障しておりますので、その中で不祥事があればきちっとした対応をしたい、そういうふうにご考慮をいただいております。

○木島委員 時間が来たから終わりますが、要するに、外国弁護士と日本の弁護士が共同事業を組んで受任をし、そしてその結果として日本の弁護士が法廷に行く、そういうことをやるときにどうなるか。弁護士が着手金をもらう、そして成功報酬ももらう、それをどう分配するか、その分配のいかんによっては、結局日本の弁護士が小間使だけをする、法廷にのこる行って小間使だけさせられる、基本的な受任や利益や着手金の分配は外国弁護士がより有利にいたしますか、そういう姿もつくり出すことができるわけですか、今回の法改正で。

それが私は今回の法改正で一番の問題点だ。そこに対する手当てがきちつとないのは、結局、アメリカの巨大ローファームの利益、場合によってはそれによって日本の弁護士の風土が席巻されるのではないかということの心配が非常に大きいということを指摘だけして、時間ですから、質問を終わらせていただきます。

○笹川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○笹川委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法

律案に対し、反対討論を行います。

本法案は、外国弁護士の自由化を要求する欧米の外圧による規制緩和の一環として行われる改正であり、九四年の改悪に引き続くもので、相互主義をないがしろにしたまま、アメリカの巨大ローファームの強引な要求に基づいて共同経営を押しつけるものであります。この共同経営の名による日本弁護士の雇用につながる改悪を許すなら、人権の擁護と社会正義の実現を掲げた日本の弁護士制度の土台を揺るがすことになり、行政改革とか規制緩和の手法を使って国の主権に属する司法の分野に対する乱暴な介入を行うものであり、到底賛成することはできません。

また、今回の改正は、九四年改正の際我が党が指摘した、今後のなお一層のアメリカ側の自由化、規制緩和の要求にすするずと引きずられていく危険が予測される改悪案の一つと言えます。すなわち、一九九〇年十一月の日弁連会長との会談の際、アメリカ通商代表部、USTRのウィリアムズ次席代表は、外弁法に定めているすべての事実上廃止すること、特に外国法律事務所による日本弁護士との共同経営を解禁せよと迫り、この問題が米国と日本との純然たる通商問題であると強引に妥協を迫ったことに明確なように、アメリカ通商代表部の要求は、アメリカの巨大ローファームが日本で自由に活動できるようにせよということであり、これが実現するまでは執拗におどし、すかししながら迫ってくるのであります。

今回の法改正は、九四年改正に続くこうした規制緩和の流れをさらに大きく推し進めるものであります。

第一に、職務範囲を第三国法に拡大する点は、アメリカ以外の国の独立した外国法律事務所とつとてさほどメリットはないのでありまして、結局、全世界に弁護士を配置しているアメリカの巨大ローファームが社内の人脈をフルに活用しやすくなるための措置であるにすぎません。

第二に、職務経験年数の緩和も、アメリカの州

によつては現在の日本と同様の要件を要求しているのに、これを一方的に短縮するもので、これまでの経験の浅いアメリカの弁護士が巨大ローファームの社員として縦横に活動できるようにしようとするものであります。

第三に、共同事業の規制緩和は、従来踏み込めなかつた訴訟事務、行政手続等に至るまで一貫して法律サービスを提供できるように改めるもので、外国法律事務所自身が日本法を扱えないという原則があるとはいへ、実際の共同事業に当たっては、巨大な資本と情報網を持つアメリカ巨大ローファームとの力関係で事実上日本弁護士を雇用する形となることは明らかであり、弁護士法上も問題があり、賛成できません。

以上が反対の理由であります。国民のニーズにこたえて弁護士業務のあり方について柔軟に対応していくことは大切であります。日本の弁護士法の基本的な理念である基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命をないがしろにするような米日大企業の理不尽な要求に屈して法改正を繰り返すことは間違ひであり、この点を強く警告いたします。私の反対討論といたします。

○笹川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○笹川委員長 これより採決に入ります。内閣提出、参議院送付、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○笹川委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、参議院送付、保護司法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

保護司法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下稲葉國務大臣 ただいま議題となりました保護司法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

保護司法制度は、地域社会の健康篤実な奉仕者たちが犯罪や非行をした者を無報酬で補導保護するという世界にたぐいまれな制度として発展し、その立ち直りや地域社会の安全に大きく寄与しております。我が国の刑事政策上、極めて重要な役割を果たしているところであります。

しかし、近時の社会風潮等によつて、保護司法としての有能な人材の確保が容易でなくなりつつある一方、さまざまな問題点を抱える処遇困難な対象者が増加して保護司法の負担が増している状況の中で、保護司法とその活動に対する一般国民や地域社会の理解及び保護司法組織による組織的な支援体制の強化が喫緊の課題となっております。

ところで、保護司法の職務のうち、保護観察や矯正施設に収容中の者の環境調整につきましてはその内容がはつきりしておりますが、犯罪予防活動のようにさまざまな活動形態があり得るものにつきまして、どのような活動をどのように行うのが公務であるのか必ずしも明確ではなく、一般国民の保護司法に対する理解が不十分となり、十分な協力を得たい原因の一つとなっております。

また、現在、保護司法を構成員とする保護司組織が全国に結成され、保護司相互の研修や福祉機関

との連携を図る等、保護司の活動を支える上で重要な機能を担っておりますが、これらの保護司組織は、現状においては任意組織にすぎず、その役割、機能について明確な規定がないため、対外的に保護司組織について理解を得るのに障害となっており、また、組織運営の負担が一部保護司に偏るなどして組織活動の充実を図ることが難しくなっております。

さらに、保護司及び保護司組織の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与しておりますことから、地方公共団体からさまざまな支援を行っていただいておりますが、今後、地方公共団体との協力関係を推進していくためには、その法的な根拠を明確にすることが必要であります。

そこで、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するほか、保護司組織を法定化するとともに地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定を設けるなどの必要があると考えられますので、ここに本法律案を提案することとした次第であります。

次に、保護司法の一部を改正する法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、保護司は、地方更生保護委員会または保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会または保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事するものとしております。

第二に、保護司の職務を支援する組織として保護司会及び保護司会連合会を法定化しております。

第三に、地方公共団体は、保護司及び保護司組織に対し、必要な協力を行うことができることを規定しております。

以上が、保護司法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

保護司法の一部を改正する法律案
保護司法の一部を改正する法律
保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。
(職務の遂行)
第八條の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
二 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
四 その他犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

第十四條の見出しを「省令への委任」に改め、同條を第十八條とする。

第十三條中「保護司」の下に「保護司会及び保護司会連合会」を加え、同條を第十六條とし、同條の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の協力)
第十七條 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力を行うことができる。

第十二條の次に次の三條を加える。
(保護司会)
第十三條 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

第十四條 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

第十五條 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する連絡及び調整
二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会等) 第十五條 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

施行期日
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(犯罪者予防更生法の一部改正)
2 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第三号

法務委員会議録第十二号

平成十年五月六日

平成十年五月二十日印刷

平成十年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F